

高梁市過疎地域持続的発展市町村計画

令和 8 年度～令和 1 2 年度

岡山県高梁市

目 次

第1章 基本的な事項	1
1. 高梁市の概況	1
(1) 自然的特色	1
(2) 歴史的・文化的特色	1
(3) 社会的・経済的条件	2
(4) 過疎の状況	2
(5) 社会経済的発展の方向	7
2. 人口及び産業の推移と動向	8
(1) 人口の推移と動向	8
(2) 産業の推移と動向	9
3. 行財政の状況	10
(1) 行政の状況	10
(2) 行政体制	10
(3) 財政の状況	10
4. 地域の持続的発展の基本方針	13
5. 地域の持続的発展のための基本目標	15
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	15
7. 計画期間	16
8. 公共施設等総合管理計画との整合	16
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
1. 現況と問題点、その対策	17
2. 計画	21
第3章 産業の振興	22
1. 現況と問題点、その対策	22
(1) 農林水産業の振興	22
(2) 商工業の振興	24
(3) 企業の持続的な成長・発展と雇用環境の改善	26
(4) 観光の振興	28
2. 計画	31
3. 産業振興促進事項	32
(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	32
(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	32
第4章 地域における情報化	33
1. 現況と問題点、その対策	33
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	35
1. 現況と問題点、その対策	35
(1) 交通施設の整備・管理	35
(2) 公共交通手段の確保	36
2. 計画	37

第6章 生活環境の整備	39
1. 現況と問題点、その対策	39
(1) 上下水道施設の整備・管理	39
(2) 循環型社会の形成	40
(3) 防災対策の強化	41
(4) 住環境の整備	44
(5) 生活安全対策の充実	46
2. 計画	47
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	48
1. 現況と問題点、その対策	48
(1) 子育て支援の充実	48
(2) 高齢者福祉の充実	50
(3) 地域包括ケアシステムの推進	51
(4) 障害者（児）福祉の充実	53
(5) 地域福祉活動の推進	54
(6) 健康づくりの推進	55
2. 計画	57
第8章 医療の確保	58
1. 現況と問題点、その対策	58
2. 計画	59
第9章 教育の振興	60
1. 現況と問題点、その対策	60
(1) 学校教育の充実	60
(2) 教育体制・環境の整備	61
(3) 学園文化都市づくりの推進	63
(4) 生涯学習の推進	63
(5) スポーツの振興	65
2. 計画	66
第10章 集落の整備	68
1. 現況と問題点、その対策	68
2. 計画	69
第11章 地域文化の振興等	70
1. 現況と問題点、その対策	70
2. 計画	71
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	72
1. 現況と問題点、その対策	72
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	73

第 1 章 基本的な事項

1. 高梁市の概要

(1) 自然的特色

本市は、岡山県の中西部に位置しています。県内三大河川の一つ高梁川が中央部を南北に貫流し、成羽川が合流しており、その周辺に吉備高原が広がっています。

市域は東西 35 km、南北 30 km、面積は 546.99km² で県土の 7.7% を占めています。標高は 50 m から 400m の総じて西に高く東に低い地勢で、林野面積が約 79% を占める中山間地域です。

地形条件は、高梁川、有漢川及び成羽川とその支流に沿って帯状に曲折したわずかな低地部に平地があるものの、その他は急峻な傾斜部及び起伏が激しい高原部が大勢を占めています。

高原部では昼夜の温度差が大きいものの、低地部は比較的温和な気候に恵まれています。年間を通じて霧の発生が多く、冬季には降霜、降雪も見られますが、積雪量は標高によりかなり差があり、平地部では数 cm 程度ではありますが、北部の高原部では 10～20cm になることもあります。

高梁地域気象観測所における年間平均気温は約 14℃、年間平均雨量は 1,200mm 程度です。

(2) 歴史的・文化的特色

本市は、古来「備中の国」の中核として繁栄し、近世では幕藩体制の下に備中松山藩を中心として一体性を保ち、明治の町村制施行を経て昭和 30 年頃のいわゆる昭和の大合併によって、高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町が発足しました。その後それぞれ地域固有の文化を育むとともに、教育・文化・伝統を共有しながら発展してきたこの 1 市 4 町が、平成 16 年 10 月 1 日の新設合併により新「高梁市」として発足し、現在の市域を形成しました。

高梁市の沿革

	合併関係			
	関係市町村名		施行年月日	合併形式
高梁市 (H16. 10. 1 合体)	高梁市	高梁町、津川村、川面村、巨瀬村、 玉川村、宇治村、松原村、高倉村、落合村 中井村 賀陽町の一部 賀陽町の一部	昭和 29. 5. 1 昭和 30. 2. 1 昭和 45. 5. 1 平成 4. 4. 1	合 体 (市制施行) 編 入 境界変更 境界変更
	有漢町	有漢村、上有漢村	昭和 31. 4. 1	合 体
	成羽町	成羽町、中村 吹屋町	昭和 30. 3. 1 昭和 30. 4. 1	合 体 編 入
	川上町	手荘町、大賀村、高山村 備中町の一部	昭和 29. 4. 1 平成元. 10. 1	合 体 境界変更
	備中町	富家村、平川村、湯野村 川上町の一部	昭和 31. 9. 30 平成元. 10. 1	合 体 境界変更

(3) 社会的・経済的条件

① 道路交通条件

鉄道は、山陽と山陰を結ぶＪＲ伯備線があり、備中高梁駅から岡山駅までの所要時間は特急で約 30 分です。また、市内には備中高梁駅のほか、4 駅を有しています。

高速交通網としては、中国地方の南北を貫く中国横断自動車道岡山米子線が整備され、日本海と太平洋が高速道路で結ばれており、市内にある有漢ＩＣを中心として、山陽、山陰や近県主要都市との広域的な交流が進んでいます。また、高速道路を利用した場合の岡山市内までの所要時間は約 50 分です。

地域の基幹的な広域道路としては、国道は 180 号、313 号、484 号の 3 路線が整備されており、主要地方道等県道、市道とともに、市内全域の道路ネットワークを形成しています。なお、備中高梁駅から岡山空港までの所要時間は車で約 50 分です。

路線バスは、利用者の減少がみられるものの、地域の公共交通機関としての重要な役割を担っています。このほか乗合タクシー等の導入により公共交通の再編を進めています。

② 経済的条件

本市は、昭和 30 年代からの高度経済成長に伴い、岡山県中西部の拠点都市として栄えてきましたが、地勢的条件に恵まれないため社会経済的な地盤を低下させることとなりました。特に若年層を中心とした人口の流出は、高齢化に拍車をかけるとともに、出生率の低下も相まって地域社会の機能の低下をもたらしています。

産業別就業人口の推移をみると、第 1 次産業の就業人口は、兼業農家の増加により減少すると同時に、農業従事者の高齢化と後継者不足が中山間地域の活力の低下や農地の荒廃をもたらしています。

また、生産年齢人口の減少に伴い、第 2 次産業及び第 3 次産業の就業人口も減少傾向にあり、建築・土木・製造業の技術者や作業員、医療・福祉従事者等では恒常的な人材不足が生じています。

製造業では、非鉄金属、輸送用機械、金属製品の生産額が大きく、市外から所得を獲得できる地域にとって強みのある産業となっています。一方で、小売業は事業所数や年間商品販売額は減少傾向が続いており、経営者の高齢化や後継者不足、業績の低迷等により閉店や廃業が増加し、事業承継が課題となっています。

観光面では、「備中松山城」と日本遺産¹に認定されている「ジャパンレッド」発祥の地－弁柄と銅の町・備中吹屋－という全国的にも発信力のある観光資源に恵まれているものの、各観光資源の連携等が十分でなく、効果的な誘客を図るため、市内の関係団体や関係事業者との連携を強化するとともに、近隣市町や関連自治体と連携した広域観光に取り組む必要があります。加えて滞在時間の延長や観光消費額の拡大によって、地域経済の発展につなげていくことが課題となっています。

(4) 過疎の状況

① 人口等の動向

国勢調査から人口推移をみると、戦後、人口が増加し、昭和 25（1950）年の 75,824 人を頂点として減少を続けています。特に高度経済成長期に当たる昭和 30（1955）年から昭和 50（1975）年に大きく減少し、昭和 50（1975）年には 5 万人を割り込み、令和 2（2020）年には 29,072 人で、ピーク時の半数以下に

¹ 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するものです。

減少しています。平成 22(2010)年から令和 2(2020)年までの 10 年間では 16.8%(5,891 人)減少しており、岡山県全体を見ると同期間で 2.9%の減少であり、本市の人口減少が急速に進行していることを示しています。

また、世帯数は、平成 12(2000)年の 15,376 世帯に対して、令和 2(2020)年は 12,886 世帯となり、20 年間で 16.2%(2,490 世帯)減少しています。

こうした人口減少の背景には、本市が地勢的条件等に恵まれないこともあり、昭和 30 年代からの高度経済成長時代に入ってから県南の工業地帯の急速な発展に伴い、社会的、経済的な基盤を相対的に低下させることになったこと、産業構造が変化し、労働力は農業から工業、サービス業へと移行したことが挙げられます。その結果として、特に若年労働力を中心とした人口の都市への流出と、出生数の減少が主な人口減少の要因となっています。

② これまでの過疎対策と課題・今後の見通し

昭和 45 年以来、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく各種の振興施策の実施により過疎対策を図ってきたところですが、この結果、社会的・経済的基盤は次第に改善されてきましたが、依然として若年層を中心とした労働力の都市部への流出と出生数の減少により人口減少が続いています。それに伴い、児童数の減少に伴う小中学校の再編や、コミュニティ機能の低下等の基礎的集落機能にも問題が生じており、市民の日常生活に大きく影響を及ぼしています。また、農業生産の面でも諸施策を講じていますが、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足により農業生産力が低下し、農地の荒廃も進んでいます。

今後はこうした課題を踏まえ、これまでに実施してきた過疎対策に向けた各種施策の効果について検証を行った上で、実効性のある施策を展開する必要があります。なお、各分野別の過疎対策の現状や課題、今後の見通しは次のとおりです。

移住・定住対策

コロナ禍を契機としてリモートを活用した場所にとらわれない新しい働き方が広がり、再び地方移住への機運が高まる中、移住希望者のニーズ等を的確に捉えて、都市部からの人の流れの拡大につなげていく必要があります。移住相談や現地での案内体制など、様々な移住ニーズの相談にきめ細かく対応できる体制を整えるとともに、移住受入団体の整備に取り組み、これらの団体と協働していくことで移住のミスマッチを解消し、地域ぐるみによる取り組みを進めていく必要があります。地域外から本市の活動に関わる「関係人口」の存在が、地域の持続可能性を高める上で重要となっており、今後は、関係人口の裾野を広げ、地域課題の解決や地域経済の活性化につなげていくことが求められています。

若い世代の定住促進に向けては、中高生等の若い世代の本市への愛着形成の取り組みを強化するとともに、関係機関の連携の取り組みにより、市内企業への就職や市内大学等への進学、市外進学者への Uターン施策等を進めていくことで、市内企業で中核となって活躍する人材の育成・定着を図ります。

農林水産業

高齢化等の影響による離農者が増加しており、担い手への農地の集積・集約化が必要となっています。農業所得向上のためには、ぶどうやトマトのブランド確立とともに、担い手の確保が必要です。また、森林の持つ多面的機能の発揮において、定期的かつ適切な山林の手入れが不可欠であるため、森林施業を推

進していく必要があります。有害鳥獣による農作物被害は、農業従事者の営農意欲の減退・荒廃農地の発生や離農に繋がることから、被害防止対策として捕獲駆除の強化が必要となっています。

今後は新規就農者の確保・育成のための支援のほか、農地の集積・集約化では、農業基盤整備なども含め支援を行い、農林水産業の持続的発展を目指して取り組んでいく必要があります。

商工業・雇用環境

経営者の高齢化、後継者不足、業績の低迷等により小売店の閉店や廃業が増加し、事業承継が課題となっています。また、商店街の空き店舗や非店舗化が課題となっており、大型商業施設では空きテナントの長期化が懸念され、それらの活力や魅力の低下が危惧されています。

中小企業経営者の意識改革や後継者の育成などの人材育成、事業の拡大や安定化を商工会議所や商工会との連携により支援するとともに、商店街等の空き店舗を活用した開業やチャレンジショップ等の取り組みを支援し、関係団体が連携して起業や新規分野参入を促進していく必要があります。

若者の採用・育成に積極的に取り組むユースエール認定企業²等を増加させるなど、市内企業の魅力を高め、市内学生に地元企業を知ってもらうインターシップ等の取組により、新規学卒者の地元就職を促進するとともに、企業誘致や起業支援等により雇用の場の確保に努めます。

観光振興

全国的にも発信力のある観光資源に恵まれているものの、観光資源の連携が十分に図られていません。また宿泊施設の収容力が小さいため、宿泊ニーズにも十分に対応できていないことから通過型観光になっています。さらに、旅行形態も個人旅行・小規模グループ旅行が主流となっている中、高粱ならではの食や土産物、体験メニュー等が少ないことから、観光消費額が伸びにくい状況にあり、滞在時間や体験価値、消費額など「質」を重視した取り組みが必要になっています。

今後は、新たな食や土産物、体験メニュー等の開発に加え、市内の観光資源をターゲットやストーリーなどで繋ぎ、地域一体となったプロモーションや情報発信を行うことにより、交流人口や観光消費額の拡大を図っていく必要があります。また、効果的な誘客を図るため、市内観光関連事業者等とのさらなる連携強化を図るとともに、近隣市町や関係自治体と連携し、広域周遊観光に取り組んでいく必要があります。

情報化対策

市内全域に光ファイバ網が整備され、市内の携帯電話の不感地域も概ね解消された一方で、行政サービスにおいては、アナログ業務が多く、市民も職員も負担軽減ができる業務が存在しています。デジタル技術の活用を行うだけでなく、デジタル技術の利用が困難な方が取り残されない行政手続き、行政サービスに取り組む必要があります。

交通施設・交通手段

道路・橋梁においては、緊急性や危険性を最優先に考慮し、計画的な改良・修繕を進めていく必要があります。過疎化、高齢化により、生活道の安全な道路維持・管理が困難となっており、行政と市民・事業者による市道管理の新たな取組を検討する必要があります。

² ユースエール認定企業：厚生労働大臣が認定した若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用の労働者が300人以下の企業）のことです。

今後の人口減少を踏まえ「高梁市地域公共交通計画」に基づき、住民のニーズを取り入れながら運行事業者や企業と連携し、それぞれの地域の実情に即した交通手段を導入していく必要があります。

上下水道施設

安心・安全な水道水を安定して供給するために、水道管の耐震化や施設等の更新を計画的に進めていく必要があります。また、令和2年度に、すべての簡易水道を上水道に統合し、運営基盤の強化と水道サービスの向上・均一化を図りましたが、水道施設の老朽化及び物価高騰に伴う維持管理費の増大や人口減少に伴う収益性の悪化により水道事業の経営は厳しい状況にあります。これらに対応するために、施設の統廃合等による経費削減及び財源の確保のための適切な料金の見直しについて、検討していく必要があります。

下水道施設についても、昭和62年10月に供用を開始してから相当年数が経過し、浄化センターや中継ポンプ場等の施設における経年的な機能低下や管渠の老朽化に対応するため、計画的な改築更新や修繕を進めていく必要があります。

防災対策

本市に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害を契機に、市民の防災意識が高まっています。市民相互の連携や協力体制（共助）の重要性が認識されていますが、人口減少と高齢化から地域のコミュニティ機能が低下し、地域内での防災活動の停滞が危惧されており、災害時に、地域で支え合うための体制づくりが最優先課題となっています。

大規模災害の発生や人口減少・少子高齢化社会への対応など、消防を取り巻く環境変化に柔軟に対応するため、広域応援体制の強化を図る必要があります。

子育て環境

子どもや子育て環境を取り巻く環境は、少子化、核家族化に加え、女性の就労の増加、家族形態の多様化、在留外国人の増加など、様々な要因により大きく変化しています。すべての子どもが健やかに夢をもって育ち、保護者と子どもが安心して住み続けるためには、妊娠から子育てまでの一体的な支援や多様化した教育保育ニーズに対応した子育て支援に取り組んでいく必要があります。

高齢者福祉・障害者福祉

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加し、介護サービスへのニーズ、依存は更に高まる傾向にありますが、介護人材不足に伴いサービス量の確保は今後増々難しくなることが懸念され、地域全体の高齢者を支える人的基盤の確保が求められています。また、障害に対する理解促進を図る普及啓発等を行う場の設置や、多様な障害者に対応したコミュニケーションツールの普及推進に努める必要があります。

医療・健康づくり

地域の有限な医療資源の適正配分や業務効率化に向けた取り組みを進める一方、新技術の活用や市外医療機関との連携強化が求められています。また、医療従事者の不足や高齢化により市内の多くの医療現場の疲弊は深刻なものとなっており、持続可能な地域医療体制の構築を図るため、医療従事者の確保や定

着に向けた、業務負担の軽減や職場・労働環境の改善を図る必要があります。

出生数は減少しているものの多子世帯割合が一定数保たれています。妊娠、出産に伴う女性の健康と子どもの心と体の健やかな発達のための相談支援体制を充実させる必要があります。また、生活習慣病の発症予防と重症化予防に対する取り組み、各年代に応じた健康づくりを地域全体で推進する必要があります。

学校教育

小規模特認校の認定や義務教育学校の開校等、地域のニーズに合わせた教育体制づくりを進めてきましたが、少子化がさらに進むことで、学校の小規模化や複式学級が増加し、集団生活の中で社会性や協働性を育む環境や切磋琢磨する機会が得にくい状況にあります。「高梁市学校園適正配置計画」に基づき、地域の実情等に配慮しながら適正配置を進めていくとともに、小規模校の豊かな自然環境や特色ある学習環境を活かした個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。

また、学習環境では、GIGAスクール構想に対応した学習用端末と安定したネットワーク環境の継続的な維持管理を行いながら、時代の変化に合わせた新たな学習環境の構築を図るとともに、学校園施設の状態を把握し、適切な維持管理及び改修等を進めていきます。

生涯学習

公民館や図書館など社会教育施設での講座やイベントの開催により多様な学習交流の機会を創出していますが、活動内容、参加者の固定化や施設の老朽化への対応が課題となっています。また、社会教育活動を支える人材が減少しており、地域で活躍する個人・団体に加え、活動支援コーディネーターや社会教育士など、多様な担い手の確保・育成が必要となっています。個人の生きがいづくりや学習活動にとどまることなく、家庭、地域、学校、公民館等が学びを通じて連携し、相互に支え合う地域社会を構築する必要があります。

スポーツ振興

市内各主要スポーツ施設を計画的に改修・修繕することにより、スポーツ活動の拠点施設を中心とした施策を展開し、スポーツを通じた交流人口の拡大にもつながっていますが、施設の老朽化や維持管理コストの増大が課題となっています。スポーツ協会や総合型スポーツクラブなどの活動により、子どもから高齢者まで幅広い世代のスポーツ機会は一定程度確保されていますが、仕事や家庭、生活環境等の理由から働く世代の運動不足の傾向があり、誰もが身近で気軽に参加できる場の充実が必要となっています。

学園文化都市づくり

全国的な18歳人口の減少に伴い、定員が入学者数を上回る本格的な「大学全入時代」に入中、吉備国際大学の学生数はピークから4分の1まで減少しており、地域経済やまちのにぎわいにも影響しています。卒業生の多くは、卒業とともに市外へ転出、就職しており、地元就職率の向上は長年の課題です。大学のあるまちとしての魅力を高めるため、吉備国際大学の学生確保や、魅力ある大学づくりを支援するとともに、産学官民の連携を強化し、吉備国際大学学生の市内就職に向け、市内企業でのインターンシップ等の機会を増やし、市内就職者の増加につなげます。

集落対策

集落維持の観点から、地域ぐるみによる移住受入体制の整備や、町内会での支え合い、近隣町内会との共同活動の支援等に取り組んできましたが、過疎と高齢化の進行により、住民の自助・共助では集落機能を維持することが困難な集落が増加しています。人口減少と向き合いながら、地域活動の維持・衰退抑制を行うためにも自治組織の基盤強化や、地域リーダーの育成、関係人口・交流人口といった地域に関わる人々の参画など、生活を支えるサービス機能の維持や新たな仕組みづくりが求められています。

地域文化の振興等

本市には美しい自然はもとより、天空の山城「備中松山城」や、令和2年6月に日本遺産に認定された「ジャパンレッド」発祥の地一弁柄と銅の町・備中吹屋一等、全国に誇ることのできる歴史文化遺産が存在します。また、「備中神楽」や「渡り拍子」、「松山踊り」等の伝統芸能も伝承されています。これらの歴史資産を活用し、歴史まちづくりを推進し、先人から受け継いできた本市固有の景観の維持向上にすることにより、地域の活性化や住民の誇りと愛着の醸成、さらには交流人口の拡大につなげていく必要があります。

(5) 社会経済的発展の方向

本市は、県中西部の拠点都市として県等の行政機能・高等教育機関・医療施設・企業等が集積し、県中西部の拠点都市として発展してきました。平成2年に開学した吉備国際大学は、大学院を有する総合大学へと成長し、地域経済・地域社会の発展に大きく貢献してきましたが、学生数は平成15年をピークに減少が続いており、地域経済やまちの活気・にぎわいなど、様々な分野への影響が懸念されています。産学官民の連携機能の強化を図り、魅力ある大学づくりによる入学者の確保とともに、卒業生の市内就職の増加に向けて取り組んでいく必要があります。

社会経済的基盤が脆弱で、地勢にも乏しい本市において、人口減少に伴い就業人口の減少、地域消費の縮小が進む中で、多くの人が訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、若い世代を中心に「働きたい」「暮らしたい」と思える環境を整えていくことが不可欠です。このため、道路や生活環境の改善を着実に進めるとともに、農地開発による生産振興と新規就農者の受入れ、中核的農家の育成や低コスト生産のための集落営農組織の育成等による農業振興を始め、ICTを活用した新しい産業の創出や起業の促進、企業誘致等、定住につながる働く場の拡充に努めていかなければなりません。また、地域資源を活用した6次産業化等、新たな価値を創造する産業や地域内でサービスを提供する供給者の育成に努め、市内での観光消費額拡大と地域経済循環を促進していく必要があります。

広域連携では、引き続き高梁川流域連携中枢都市圏と協働し、観光資源や行政施設等の相互利活用、福祉・医療・教育といった様々な分野での広域的な行政連携により、生活関連機能サービス等の向上に取り組めます。

さらに、AI等デジタル技術の活用による業務効率化を図り、人的資源を市民サービスの向上に繋げるとともに、デジタル技術の利用が困難な方が取り残されない行政手続き、行政サービスに取り組んでいく必要があります。なお、本計画の推進に当たっては、高梁市総合計画を始めとした各種計画や、県の「晴れの国おかやま生き生きプラン」とも連携することにより、時代の変化に対応した施策を講じていくものとします。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

これまで、昭和 45 年以来、過疎地域対策緊急措置法を始めとする各対策に基づく各種の振興施策により過疎からの脱却をめざして様々な対策を図りましたが、国全体が少子高齢化による人口減少社会に転じたこともあり、本市の人口は、今後も引き続き減少することが予想されます。

2020 年の国勢調査結果を基に、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」といいます。)が 2023 年に公表した、「日本の地域別将来推計人口」によると、2050 年の高梁市の人口は 14,031 人と推計されています。

2020 年から比較すると、30 年間で 51.7% (15,041 人)の減少であり、年少人口は 66.4%の減少、生産年齢人口は 59.5%の減少、老年人口は 39.1%の減少となります。

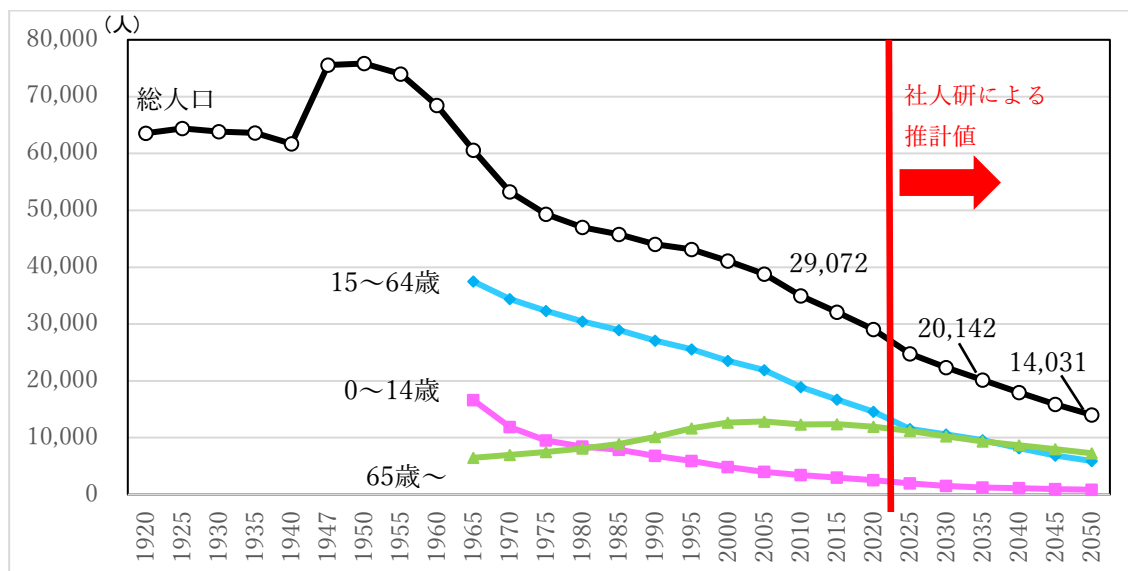
2050 年における総人口に対する人口割合を見ると、65 歳以上人口が 51.8%、年少人口は 6.1%、生産年齢人口は 42.1%で、市民の 2 人に 1 人が高齢者となり、高齢者を支える世代である生産年齢人口は、高齢者 1 人当たりの割合が、2020 年の 1.2 人から 2050 年には 0.8 人となり、1 人で複数の高齢者を支える状況となります。将来を担う 15 歳未満の世代は 16.4 人に 1 人となり、一層の少子高齢化の進行と社会経済活動の担い手となる生産年齢人口の減少により、地域社会の活力に及ぼす影響が懸念されています。

こうした状況を受けて、令和 8 年 3 月に策定した「高梁市総合計画」において人口ビジョンの見直しも行い、人口減少の克服を重点目標として位置づけ、各種施策に取り組むこととしています。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 40 年 (1965)	昭和 55 年 (1980)		平成 7 年 (1995)		平成 22 年 (2010)		令和 2 年 (2020)	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	60,554	47,013	△22.4	43,115	△8.3	34,963	△18.9	29,072	△16.8
0 歳～14 歳	16,613	8,429	△49.3	5,922	△29.7	3,429	△42.1	2,550	△25.6
15 歳～64 歳	37,473	30,464	△18.7	25,552	△16.1	18,935	△25.9	14,599	△22.9
うち 15 歳～29 歳(a)	11,831	8,002	△32.4	7,474	△6.6	5,332	△28.7	4,158	△22.0
65 歳以上(b)	6,468	8,120	25.5	11,641	43.4	12,360	6.2	11,923	△3.5
若年者比率(a)/総数(%)	19.5	17.0	—	17.3	—	15.3	—	14.3	—
高齢者比率(b)/総数(%)	10.7	17.3	—	27.0	—	35.4	—	41.0	—

表 1-1(2) 人口の見通し



■ 社人研が推計した高梁市の将来人口推計

区 分	2020 年 (国勢調査人口)	2035 年 ()内は 2020 年からの変化率	2050 年 ()内は 2020 年からの変化率
総人口	29,072 人	20,142 人 (△30.7%)	14,031 人 (△51.7%)
0-14 歳人口	2,550 人	1,249 人 (△51.0%)	858 人 (△66.4%)
15-64 歳人口	14,599 人	9,562 人 (△34.5%)	5,906 人 (△59.5%)
65 歳以上	11,923 人	9,331 人 (△21.7%)	7,267 人 (△39.1%)
(再掲) 20-39 歳女性人口	2,117 人	1,180 人 (△44.2%)	799 人 (△62.3%)

(2) 産業の推移と動向

農業については、販売農家数が平成 7 年の 3,839 世帯から令和 2 年には 1,311 世帯まで減少し、自給的農家数は平成 22 年まで横ばい状態でしたが、以降は減少傾向にあります。これに伴い、経営耕地面積も平成 7 年の 2,911ha から令和 2 年には 1,026ha まで減少し、耕作放棄地が増加しています。

市内事業所数は、平成 28 年の 1,593 事業所から令和 3 年の 1,488 事業所と 105 事業所減少し、それに伴い従事者数も、平成 28 年の 13,700 人から令和 3 年の 13,196 人と 504 人減少しています。

企業誘致は、昭和 35 年の日本貿易産業(株)の誘致以来の積極的な誘致活動により 22 社を誘致し、また、工業団地は 7 団地を整備して 9 社が立地しており、雇用の場の確保に寄与しています。

商業は、人口減少と圏域外への購買者の流出により、地場商業の経営に大きな影響を与えています。

産業別就業人口の状況をみると、第 1 次産業は、構成比、就業人口とも減少傾向が続いており、担い手の確保・育成や農業基盤の整備を推進し、就業人口の安定化に努める必要があります。

第 2 次産業は、構成比は横ばいですが、就業人口は減少しており、今後も魅力ある企業誘致や新しい産業の導入に取り組み、雇用の場の確保と就業機会の拡大を図る必要があります。

第 3 次産業は、構成比は増加しているものの、就業人口は減少しており、魅力ある商業地形成による商圏の拡大や都市基盤整備、少子高齢化に対応した福祉分野等での就業の場の確保を図る必要があります。

表 1-1(3) 産業別就業人口の動向（国勢調査）

区 分		H2 年 (1990)	H7 年 (1995)	H12 年 (2000)	H17 年 (2005)	H22 年 (2010)	H27 年 (2015)	R2 年 (2020)
総人口	人	44,039	43,115	41,077	38,799	34,963	32,075	29,072
就業人口	人	23,415	22,582	20,073	18,441	16,134	14,830	13,890
就業人口比率	%	53.2	52.4	48.9	47.5	46.1	46.2	47.7
就業人口内訳	第 1 次産業	人	5,604	4,886	3,725	3,502	2,516	1,460
		%	23.9	21.6	18.6	19.0	15.6	11.0
	第 2 次産業	人	8,077	7,717	6,340	5,352	4,552	4,032
		%	34.5	34.2	31.6	29.0	28.2	30.3
	第 3 次産業	人	9,730	9,975	9,993	9,546	8,727	7,797
		%	41.6	44.2	49.8	51.8	54.1	58.7
	分類不能	人	4	4	15	41	339	230
				15	41	339	230	601

3. 行財政の状況

(1) 行政の状況

平成 16 年 10 月 1 日に、高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町の新設合併により新「高梁市」が発足しました。

平成 27 年 5 月から新庁舎での業務を開始したことで、分庁舎や第二庁舎に分散していた本庁機能が集約され、市民の利便性が向上しました。

(2) 行政体制

市議会の議員定数は 16 名で、総務産業委員会、市民文教委員会の 2 常任委員会を設けています。

市の行政機構は、6 部 20 課 3 室 1 事務所 1 センター 4 地域局とし、消防本部及び病院のほか、議会事務局及び教育委員会等の 5 つの独立した行政委員会を設置しています。6 部は、企画財政部、総務部、産業経済部、土木部、市民生活部及び健康福祉部とし、市民生活部には支所機能を持ち、地域のまちづくりを進めるため有漢・成羽・川上・備中の 4 地域局を設置しています。

今後は、時代の変化と市民要望に的確に対応できる効率的な組織・機構の確立と人事管理の適正化等、行政目的を迅速かつ的確に達成するための簡素で効率的な組織の整備を行うため、組織機構の不断の見直し、職員の適正配置や定員管理に努めるとともに、限られた人材で効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、職員一人ひとりの能力を組織的に育成していくことが必要です。

(3) 財政の状況

本市の財政構造は、歳入では、市税等の自主財源が乏しく、約 7 割を地方交付税や市債等の依存財源に頼った歳入構造となっています。歳出では、高齢化の進展等による扶助費の増加や公共施設の老朽化等による維持補修費が増加し、歳出全体に占める経常経費の割合は大きくなっています。経常収支比率³は令

³ 経常収支比率：地方公共団体の裁量で使える一般財源に対して、扶助費や人件費、公債費など経常的に支出される経費の割合のことです。数値が高いほど財政の自由度が低いことを示しています。

和 6 年度決算で 96.7%となっており、今後も引き続き高い水準が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況が続いています。

一方、地方債現在高は令和 6 年度末で 329.2 億円となっており、ピークの平成 17 年度と比較すると 68.4 億円の削減と大きく減少しています。また、実質公債費比率⁴は令和 6 年度で 11.3%となっており、普通交付税の増減等の影響により変動はあるが、地方債の借入に許可が必要となる基準の 18%を下回っている状況にあります。

今後を展望する中で、認定こども園建設等の大規模事業の完成に伴う地方債元利償還金の増加や物価高騰及び賃金上昇等に伴う事業費の増加基調により歳出の増加が見込まれる一方で、歳入においては、少子高齢化や人口減少の影響による市税の減少が見込まれています。今後は、将来に向けて安定した財政運営を実現するため、中長期的な視点に立ち、国・県補助金等の有利な財源をできる限り活用しながら、健全な財政運営を進めていくことが必要です。

⁴ 実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A (千円)	24,247,866	26,252,892	29,236,215	30,774,838
一般財源 (千円)	16,310,607	15,772,614	14,725,241	15,917,162
国庫支出金 (千円)	2,156,809	2,423,007	6,882,305	3,682,779
都道府県支出金 (千円)	1,366,677	1,067,250	1,554,989	1,196,864
地 方 債 (千円)	2,324,777	3,437,824	3,008,254	5,582,304
うち過疎対策事業債 (千円)	603,000	1,535,700	3,065,426	1,368,500
そ の 他 (千円)	2,088,996	3,552,197	3,065,426	4,395,729
歳出総額 B (千円)	23,725,490	25,396,746	28,354,141	29,681,061
うち過疎対策事業費 (千円)	4,583,895	6,568,519	4,493,851	4,157,254
義務的経費 (千円)	10,650,396	10,110,891	10,484,680	11,286,270
投資的経費 (千円)	3,729,223	5,170,239	5,709,090	8,221,943
うち普通建設事業 (千円)	3,378,542	4,581,587	3,165,310	7,548,697
そ の 他 (千円)	9,345,871	10,115,616	12,160,371	10,172,848
歳入歳出差引額 C (A - B) (千円)	522,376	856,146	882,074	1,093,777
翌年度へ繰越すべき財源 D (千円)	81,551	271,808	178,008	156,418
実質収支 C - D (千円)	440,825	584,338	704,066	937,359
財政力指数	0.308	0.314	0.318	0.305
公債費負担比率 (%)	-	-	-	-
実質公債費比率 (%)	17.3	11.2	12.5	11.3
起債制限比率 (%)	-	-	-	-
経常収支比率 (%)	85.6	88.6	94.7	96.7
将来負担比率 (%)	93.8	76.5	76.5	57.9
地方債現在高 (千円)	31,535,138	31,814,146	32,544,176	32,924,010

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道						
改良率	(%)	15.9	23.4	25.9	28.3	28.3
舗装率	(m)	71.8	76.2	78.5	81.0	81.1
農道延長	(m)	—	—	520,914	522,325	522,325
耕地 1ha 当たり農道延長	(m)	124.9	152.1	153.7	182.6	188.6
林道延長	(m)	—	—	62,803	66,380	66,480
林野 1ha 当たり林道延長	(m)	3.8	3.6	1.5	1.6	1.6
水道普及率	(%)	69.5	86.9	93.5	94.5	95.4
水洗化率	(%)	45.5	75.2	85.8	96.0	96.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数	(床)	23.4	24.1	24.5	19.5	19.2

4. 地域の持続的発展の基本方針

本市では、急速な人口減少と世界に類を見ない少子高齢化という大きな課題に直面しており、地域の担い手減少、地域産業の衰退、地域コミュニティの衰退などといった課題が生じています。持続可能な地域社会をめざしてまちづくりを進めていくためには、急激な人口減少を抑制し、地域の活力を維持していくことが重要となります。そのためには、特に、出生率の向上に加え、若年性や若年層（20 代）を中心とした社会増が重要であり、年齢構成や男女構成に偏りのない、持続可能な人口バランスを目指していく必要があります。

今後、人口減少下においても将来に希望を持ち、「市民が幸せを実感できるまち」の実現を目指して、様々な課題に対応するため、子育てしやすい環境整備、医療や福祉、教育の充実、産業の振興、生活基盤の確保など、住民の暮らし全般について総合的に取り組んでいくこととし、次の 5 つの基本方針について、市民や地域団体、各種団体、企業等、まちづくりに関わる全ての関係者の力を結集して推進していきます。

① 心の繋がりを大切に支え合い、協働と移住・交流を広げる安心のまち

子育てしやすい環境や地域医療体制の整備、移住定住の促進や交流人口の拡大、地域の“つながり”により支え合い助け合うことにより、誰もが住み慣れた地域で健康に暮らし続けられるまちをつくりまします。

② たくましく豊かな心を未来へつなぐ学びのまち

人権を大切にする共生社会の実現、学校教育の充実、生涯学習・生涯スポーツに取り組める環境づくり、文化財の保存と活用に取り組み、地域の歴史や文化等との“つながり”を深め、郷土愛を育み未来へつなぐ学びのまちをつくりまします。

③ 地域産業・地域資源を活かした活力あるまち

地域産業の振興や安心して働ける環境づくりを進めるとともに、観光交流人口の拡大を図り、地域の魅力と活力が高まる賑わいあるまちづくりを進めます。

④ 美しい自然環境と快適な生活基盤が調和した安心・安全のまち

豊かな自然との“つながり”を大切にし、かけがえのない財産として守り育てながら、暮らしや経済活動の基礎となる社会基盤の整備と都市機能の維持・確保を図り、美しい自然環境と快適な生活基盤が調和した安心・安全のまちをつくりまします。

⑤ 多様な主体との連携の促進による持続可能なまち

地域や各種団体、企業、教育機関といった多様な主体の“つながり”を深め、協働のまちづくりを進めるとともに、行財政改革等を推進し時代に対応した行政経営を確立することにより、地域力を最大限発揮できる持続可能なまちをつくりまします。

都市像「健幸都市たかはし」の実現するため、後期基本計画全体を推進していく上で、重点的に取り組む2つのテーマを重点目標として位置付けまします。

① だれもがしあわせを感じられる暮らしをつくる【幸福度の向上】

人口減少や価値観の多様化が進む中、単なる経済的な豊かさだけでなく、一人ひとりがしあわせを実感できる社会の実現が求められています。本計画においても、地域幸福度の向上につながるカテゴリーを市民アンケート調査から紐解き、施策を分野横断的に推進することで、年齢や立場を問わず、だれもが安心して暮らし、自分らしいしあわせを感じられる「健幸都市 たかはし」の実現を目指まします。

② 人が集まり魅力あふれるまちをつくる【人口減少の克服】

人口減少は、地域社会の持続性に大きな影響を及ぼす重要な課題です。本市で生まれ育った市民はもちろん、市外の人々にとっても選ばれるまちであり続けるためには、本市の魅力を的確に発信し、人の流れを生み出すことが求められています。

なかでも、出生率の向上、若年女性（20～44歳）の純移動率の改善、20代男女の転出超過の改善が課題となっています。このうち、出生率の向上は市単体では取組が難しいものの、出生率に影響のある未婚率の改善や、若年女性の転出抑制・転入促進、そして10代から20代にかけての市内定着促進は重点的に取り組むべき政策ターゲットと捉え、施策を展開してまします。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を定めます。

基本目標①

指標	現状値	目標値
個人の幸福度＜自身の現在の幸福度の平均スコア＞	令和 6 年	令和 12 年
	6.26	6.50

※地域幸福度（Well-Being）指標を活用した市民アンケート調査より ※数値は 10 段階評価

基本目標②

指標	現状値	目標値
周囲の人々の幸福度＜町内（身近に居住する）人々がどれほど幸福に思ふかの平均スコア＞	令和 6 年	令和 12 年
	5.60	6.30

※地域幸福度（Well-Being）指標を活用した市民アンケート調査より ※数値は 10 段階評価

基本目標③

指標	現状値	目標値
生活環境の満足度＜住んでいる地域への満足度平均スコア＞	令和 6 年	令和 12 年
	5.51	5.90

※地域幸福度（Well-Being）指標を活用した市民アンケート調査より ※数値は 10 段階評価

基本目標④

指標	現状値	目標値
個人の幸福度 ＜自身の現在の幸福度の平均スコア＞ 10 代・20 代男女、30 代女性、40 代女性	令和 6 年度	令和 12 年度
	10 代・20 代（男女）	10 代・20 代（男女）
	5.83	6.40
	30 代（女）	30 代（女）
	6.00	6.40
	40 代（女）	40 代（女）
	6.05	6.30

※地域幸福度（Well-Being）指標を活用した市民アンケート調査より ※数値は 10 段階評価

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画と高梁市総合計画・後期基本計画（第 3 期高梁市まち・ひと・しごと総合戦略）は、相互に関連し計画期間も一致するため、一体的に進行管理するものとし、基本目標や総合計画での評価指標の達成状況等を毎年把握し、庁内及び外部有識者会議での評価・検証も踏まえて、必要な見直しと改善を図り、翌年度への事業実施に活かしていく P D C A サイクルを確立します。

7. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本市においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されることを踏まえ、長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施していく必要があります。

このため、本計画での施設の維持管理・整備等に当たっては、平成29年3月に策定（令和7年3月改訂）した「高梁市公共施設等総合管理計画」に定める「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」及び「高梁市公共施設再配置計画」等に沿って進めるものとします。

【公共施設等の管理に関する基本方針】

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

高梁市総合計画等の各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりを検討します。今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特徴を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。

② 施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造等に見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低く、かつ、老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

都市インフラ施設（道路、橋りょう、上下水道等）を始めとした、今後も継続して使用する公共施設については、これまで行ってきた不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

④ 市民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化等による市民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組等、時代の要請に対応するため施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮しながら公共施設の有効活用を行います。

⑤ 民間活力を活かした取組の推進

民間企業等が有しているノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

第 2 章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

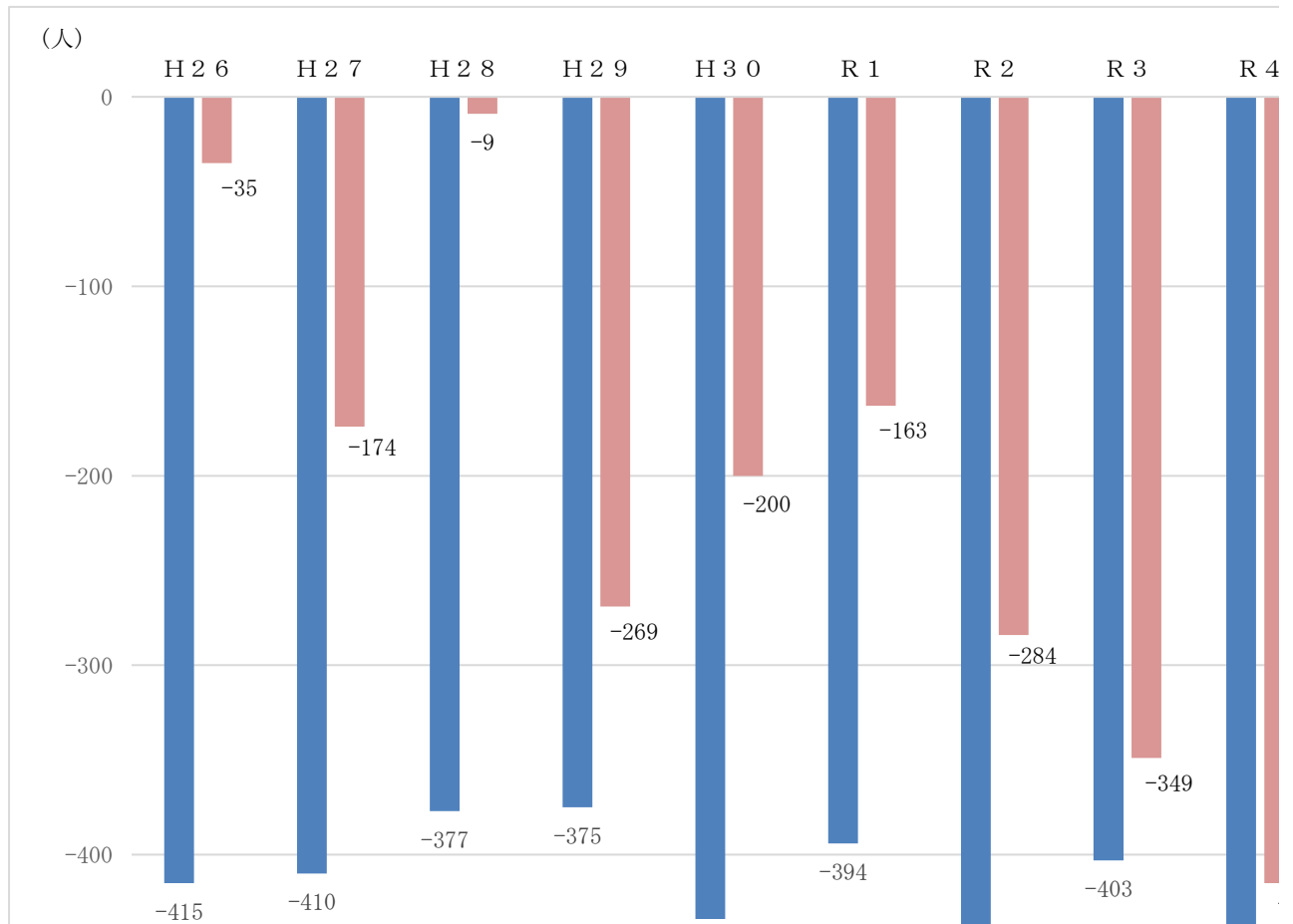
1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

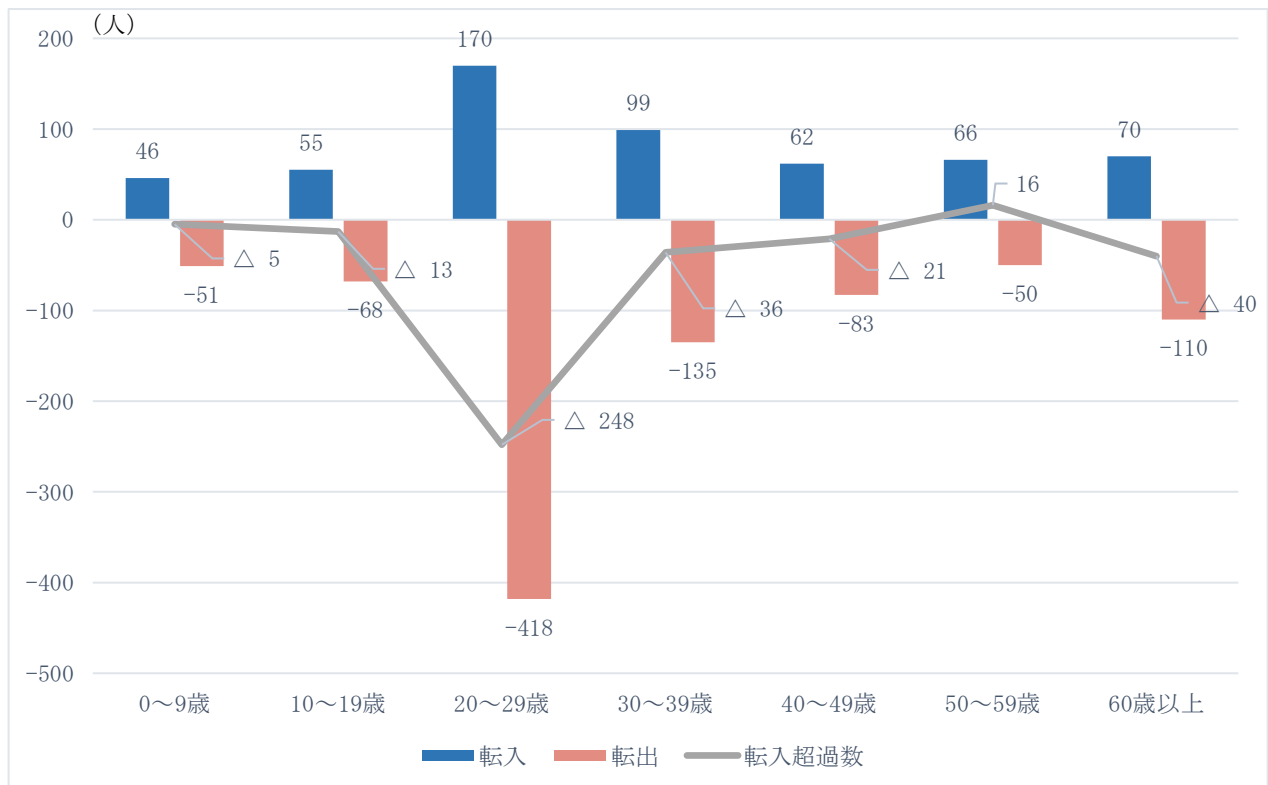
- 本市では定住促進に向けた取組を強化し、継続的に実施してきた結果として、人口の社会動態は平成 23 年から改善傾向に転じましたが、平成 29 年からは再び大幅な転出超過が続いています。進学や就職による若い世代の流出が大きな要因となっており、産官学金労言士等が一体となって若い世代の流出抑制を図るとともに、人材の還流を進めていく必要があります。
- 東日本大震災以降、若い世代の田舎暮らし志向の高まりを捉え、官民連携による移住受入支援体制の整備に取り組んできたことで、都市部からの移住による新規就農や起業を後押ししています。コロナ禍を契機として社会全体のDXが加速したことにより、リモートを活用した場所にとらわれない新しい働き方が広がり、再び地方移住への機運が高まる中、移住希望者のニーズ等を的確に捉えて、都市部からの人の流れの拡大につなげていく必要があります。
- 「就業」「結婚・出産」「子育て」「教育」「住宅」まで幅広い移住・定住支援制度を、市民や移住を考えている方々に効果的に発信していく必要があります。
- 本市の移住・定住や子育て支援策等について、市民に対する認知度は低い状態が続いています。また、他の自治体の施策と差別化して発信することが難しく、本市の魅力や支援制度が十分に伝わっていない状況があります。
- 転出後の人々と継続的につながる仕組みや交流の機会は十分に整っておらず、「関係人口」として地域に関わるきっかけづくりや、受け皿となる体制の整備が必要となっています。
- 少子高齢化や人口減少が進行する中で、地域外から本市の活動に関わる「関係人口」の存在が、地域の持続可能性を高める上で重要となっています。今後は、関係人口の裾野を広げ、地域課題の解決や地域経済の活性化につなげていくことが求められます。
- 市民や地域資源が持つ魅力をより効果的に市内外に発信する取り組みが求められています。
- 全世代に対する本市に対する愛着（シビックプライド）の醸成は必要ですが、特に、20代30代の転出超過が続く中、進学や就職等を機に一旦市外へ転出した若者が、将来戻ってきてもらうために、小・中学、高校生の世代へのシビックプライドの醸成が重要となっています。

【人口動態の推移（外国人を含む。）】

（資料：岡山県「毎月流動人口調査」10月1日基準）



【世代別転入転出の状況】（資料：令和6年岡山県人口の動き－岡山県毎月流動人口調査結果から）



その対策

① シティプロモーションの推進

- 地域資源や暮らしの魅力を市内外へ戦略的・継続的に発信し、認知度を向上することで、「つながってみたい」、「行ってみたい」、「住んでみたい」と興味や関心を持つファンを増やしていき、関係人口の増加と移住促進につなげます。
- 本市の持つ強みを市民や団体、事業者などと共有・連携し、SNSやメディア等の活用、また“備中たかはし伝えたいし！”の協力も得ながら、積極的に発信していきます。
- ふるさと納税を単なる財源確保と捉えず、市の特産品とともに地域資源や暮らしの魅力を積極的に伝える機会とし、共感による応援を広げ、関係人口、寄付額の増加につなげます。
- 「住んでみたい」、「これからも住み続けたいまち」となるよう、郷土への愛着と誇りの醸成を図ることにより、転出超過の改善につなげます。

② 関係人口の拡大と地域間連携

- 観光、農業体験、地域ボランティア、テレワークなどを通じて、本市と多様な関わりを持つ「関係人口」の創出・拡大に取り組みます。
- 関係人口の継続的な関与を促す仕組みづくりを進め、地域住民との協働による新たな地域価値の創出を図ります。

③ 都市部からの人の流れの拡大

- テレワーク等による田舎暮らしや就農、起業など、移住ニーズの多様化に柔軟に対応できる受入体制の整備に、庁内関係部署、関係団体、地域等との連携・協働で取り組みます。
- 移住希望者と地域をつなぐ窓口として、「空き家と移住の窓口」を設置しています。移住相談や現地での案内体制など、様々な移住ニーズの相談にきめ細かく対応できる体制を整えます。
- 移住受入団体の整備に取り組み、これらの団体と協働していくことで移住のミスマッチを解消し、地域ぐるみによる移住・定住推進を図ります。
- テレワーク等を前提とした転職なしの多拠点居住者を積極的に誘致することで、ひとの流れを生み出し、新たな交流の創出を図ります。

④ 若い世代の定住促進

- 若い世代の定住促進に向けては、就業、結婚、出産、子育て、教育、住宅取得など多様な対策が求められるため、引き続きニーズを把握、分析しながら、庁内関係部署や関係団体が密接に連携し対策を推進します。

- 中高校生自らがテーマ設定を行い、地域課題の解決策や地域の活性化策を考えて提案するとともに、実際に地域をフィールドとして活動する高校生みらい共創課や観光協会ユース支部等の活動を通して、「まち」や「人」と関わる機会を提供することで、「高梁に住み続けたい」「高梁とつながりたい」という、本市への愛着形成を図ります。
- 若い世代の人口流出が課題となっており、若い世代はふるさとへの思いはあるものの、関係が途切れる中でＵターンの選択肢がなくなる傾向にあり、生まれ育った地域とのつながりを保ち続けるための新たな取組を展開します。
- 若い世代にとって、やりがいのある魅力的な仕事・雇用環境の創出と多様な働き方を実現するための起業・創業支援に取り組むとともに、ターゲットを絞った就職面接会や市内企業への理解を深める取組等により、雇用のミスマッチ解消を推進します。また、関係機関の連携の取組により市内企業への就職や市内大学等への進学、市外進学者へのＵターン施策等を進めていくことで、市内企業で中核となって活躍する人材の育成・定着を図ります。
- 子育て世代の住宅対策は大きな課題であり、住宅取得等に対する支援に取り組むとともに、都市拠点や生活拠点、地域拠点において、市有地を活用して分譲宅地の整備を進めます。また、民間による世帯向け賃貸住宅等整備の誘導を図ります。
- 若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえるため、結婚を希望する男女への出会い・交流の場の創出、妊産婦の不安解消を始めとし、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援に取り組める体制を整備します。

2. 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	子育て世帯賃貸住宅建設促進事業 - 不足している子育て世帯向けの賃貸共同住宅の確保を図るため、市内において子育て世帯向け賃貸共同住宅の建設を行う民間事業者等に対し助成金を交付し、次世代を担う若者の定住促進を図ります。 空き家バンク活用促進助成事業 - 高梁市空き家情報バンク制度への登録を促進し、市内に所在する空き家の利活用を通じて、移住及び定住の推進を図るため、空き家の家財整理及び改修に要する経費を助成します。 空き家等相談窓口業務委託事業 - 空き家に関する相談及び移住相談や現地案内、情報発信、移住後のフォロー等の移住促進に係る総合的な業務を外部委託し、官民地域の連携・協働による移住受入サポート体制を確立し、移住の促進と地域活性化を図ります。	高梁市 高梁市 高梁市	

第 3 章 産業の振興

1. 現況と問題点、その対策

(1) 農林水産業の振興

現況と問題点

- 農業者の高齢化や物価高騰の影響で新規就農者よりも離農者が増え、耕作しない農地が増加しているため、担い手への農地の集積・集約化に取り組む必要があります。
- 中山間地域の農地は狭小で、農業所得の向上を行うためには、地域の特徴を生かした高収益の農作物の栽培を柱に担い手の確保が必要です。
- 本市を代表するぶどうやトマトの市場ニーズに対応できる供給力の確保と合わせ、品質の良さを活かしてブランド確立を図る必要があります。
- 森林の持つ多面的機能の発揮において、定期的かつ適切な山林の手入れが不可欠であるため、森林施業を推進していく必要があります。
- 有害鳥獣による農作物被害は、農業従事者の営農意欲の減退・荒廃農地の発生や離農に繋がることから、被害防止対策が喫緊の課題となっています。

【新規就農者の状況】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規就農数	9	8	9	9	9

【農業産出額及び生産農業所得の推移】

単位：1,000 万円

区分 年		農 業 産 出 額					生産農業 所得
		耕 種				畜 産	
		米	野菜	果実	工芸作物		
平成 12 年 (2000)	938	167	111	107	36	487	241
平成 17 年 (2005)	943	122	104	108	7	575	241
平成 22 年 (2010)	927	115	110	117	6	556	237
平成 27 年 (2015)	741	94	74	184	1	365	—
令和 2 年 (2020)	897	80	89	263	1	448	—

(資料：岡山県農林水産統計年報)

その対策

① 農業の持続的な発展

- 新規就農者の確保・育成のため、ぶどうとトマトを柱に地域の農業者、関係機関と連携しながら、受け入れ体制の整備・充実を図り農業者が早期に経営を確立できるよう支援します。
- 地域計画の実現に向けて、農地の集積・集約化をすすめ、担い手が農地を確保できるよう、必要に応じ

て地域の協力の元、農業基盤整備なども含め支援します。

- 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金、水田活用直接支払制度などを活用し、地域で農地を保全していくため支援します。

② 森林の保全と有効活用

- 森林経営管理制度により経営管理権集積計画を策定し、計画的に施業を進めます。

③ 有害鳥獣被害防止対策の充実

- 有害鳥獣駆除班員・鳥獣被害対策実施隊員による捕獲駆除により、農作物被害の減少に努めます。

【主業、準主業、副業的農家数の推移】

単位：戸

年	区分	販 売 農 家 数				自給的 農家数
		計	主業農家	準主業農家	副業的農家	
平成 7 年(1995)		3,839	608	1,007	2,224	1,555
平成 12 年(2000)		3,164	386	714	2,064	1,541
平成 17 年(2005)		2,597	289	469	1,839	1,627
平成 22 年(2010)		2,276	246	468	1,562	1,563
平成 27 年(2015)		1,722	203	303	1,216	1,490
令和 2 年(2020)		1,311	167	147	997	1,249

(資料：農林業センサス)

【経営耕地面積、耕作放棄地面積の推移】

単位：h a

年	区分	経 営 耕 地 面 積				耕作放棄地 面 積
		農地全体	田	畑 (樹園地除く)	樹園地	
平成 7 年(1995)		2,911	1,796	920	196	508
平成 12 年(2000)		2,419	1,541	714	166	573
平成 17 年(2005)		2,057	1,181	521	152	883
平成 22 年(2010)		1,639	934	416	153	897
平成 27 年(2015)		1,310	784	282	140	935
令和 2 年(2020)		1,026	675	231	120	－

(資料：農林業センサス)

【山林の所有形態別面積（森林計画対象面積）】

区 分	国 有 林	市 有 林	財産区有林	私 有 林	計
面 積 (ha)	1,045	2,179.52	680.63	38,890.85	42,796
割 合 (%)	2.4	5.09	1.59	90.87	100

(資料：岡山県の森林資源・令和 6 年 3 月 31 日現在)

【森林資源の状況（国有林を除く）】

区 分	面 積 (ha)	材 積 (m ³)		
		針 葉 樹	広 葉 樹	計
人工林	9,292	2,337,002	6,617	2,343,619
天然林	31,475	1,157,951	2,172,361	3,330,311
計	40,767	3,494,953	2,178,977	5,673,930

(資料：岡山県の森林資源・令和6年3月31日現在)

【有害鳥獣被害の状況】

年	区 分	被害状況（千円）	駆除数（頭・羽）			
		被 害 額	野 猪	野 鹿	野 猿	その他※
令和元年(2019)		18,151	2,045	21	62	462
令和6年(2024)		16,017	2,288	65	108	1,329

※その他：アナグマ、カラス等の小型の鳥獣

(資料：農林課調べ)

(2) 商工業の振興

現況と問題点

- 経営者の高齢化、後継者不足、業績の低迷等により小売店の閉店や廃業が増加し、事業承継が課題となっています。また、創業の支援、経営力の向上に向けた積極的な取組が求められています。
- 高齢化と地域の商店の閉店が進んでいる中で、高齢者等の買い物に出掛ける手段の確保が必要であり、出張販売や移動販売に加え、通院、通学等を含めて公共交通の視点からの支援策が求められています。
- 商店街の空き店舗や非店舗化が課題となっており、大型商業施設では空きテナントの長期化が懸念され、それらの活力や魅力の低下が危惧されます。
- 産業分類では、非鉄金属、輸送用機械、金属製品の生産額が大きく、市外から所得を獲得できる地域にとって強みのある産業となっています。
- 多種多様な業種の企業立地による地場産業の質的転換と就業機会の拡大を図ってきましたが、人口減少の進行や経営者の高齢化などにより、事業所数・従業者数は減少傾向にあります。
- 市内企業の活力維持・育成を図るため、各種支援策等の充実を行い、設備の近代化、経営の基盤強化等の推進を図っていく必要があります。
- 雇用の確保や財政効果から、引き続き効果的な企業誘致の推進に努めていく必要があります。

【事業所数の推移】

単位：事業所、％

区分 年・総数		事業所数及び構成比									
		鉱業	建設業	製造業	卸小売業	金融保険業	不動産業	運輸通信業	電気ガス水道業	サービス業	その他
平成24年	1,842 (100.0)	1 (0.1)	186 (10.1)	137 (7.4)	527 (28.6)	27 (1.5)	172 (9.3)	53 (2.9)	2 (0.1)	722 (39.2)	15 (0.8)
平成28年	1,593 (100.0)	2 (0.1)	157 (9.9)	128 (8.0)	461 (28.9)	22 (1.4)	153 (9.6)	50 (3.1)	2 (0.1)	571 (35.8)	47 (3.0)
令和3年	1,488 (100.0)	2 (0.1)	141 (9.5)	98 (6.6)	388 (26.1)	21 (1.4)	137 (9.2)	48 (3.2)	6 (0.4)	484 (32.5)	163 (11.0)

(() 書きは構成比)

(資料：経済センサス活動調査)

【製造業従業者数・出荷額の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
従業者(人)	4,020	4,100	3,924	3,899	3,792	3,680	3,550	3,448
出荷額(百万円)	142,320	149,690	148,033	141,204	119,539	124,626	127,039	135,796

(資料：工業統計調査(H29～R2)、経済センサス(R3)、経済構造実態調査(R4～))

【商業事業所数、商品販売額の推移】

区分 年	事業所数	事業所数及び構成比							従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
		卸売業	各種商品 小売業	織物衣服 等小売業	飲食料品 小売業	自転車 自動車 小売業	家具建具 什器 小売業	その他 小売業		
平成19年	588	84 (14.3)	5 (0.9)	42 (7.1)	192 (32.6)	42 (7.1)	55 (9.4)	168 (28.6)	2,688	39,229
平成24年	527	74 (14.0)	4 (0.8)	34 (6.5)	153 (29.0)	42 (8.0)	25 (4.7)	177 (37.0)	2,701	34,492
平成28年	461	67 (14.5)	2 (0.4)	27 (5.9)	129 (28.0)	45 (9.8)	21 (4.6)	170 (36.9)	2,266	34,346
令和3年	388	56 (14.4)	1 (0.2)	24 (6.2)	98 (25.3)	41 (10.6)	16 (4.1)	152 (39.2)	2,145	37,274

(() 書きは構成比)

(資料：商業統計調査(H19)、経済センサス活動調査(H24～))

その対策

① 商工業の活性化支援

●商店街等の空き店舗を活用した開業やチャレンジショップ⁵、既存店舗のリニューアル、移動販売等の取組を支援するとともに、関係団体が連携して起業や新分野参入を促進します。

●地元商店街ならではの地域に密着したサービスやイベント戦略の展開などを支援します。

⁵ チャレンジショップ：商店街等の空き店舗を活用し、新規出店希望者への安価な家賃で貸し出しを行なうものです。出店のみならず、催事等の拠点としての利用も想定しています。

② 担い手・後継者の育成

- 中小企業経営者の意識改革や後継者の育成などの人材育成、事業の拡大や安定化を商工会議所や商工会との連携により支援します。
- 岡山県事業承継ネットワーク⁶との連携により、第三者承継を含めた事業承継を包括的に支援します。
- 中小企業設備近代化・中小企業振興資金⁷及び地域商業活性化支援事業を活用するなど経営の安定化や事業の発展に向けた資金調達の円滑化を図るとともに、国・県・金融機関の金融制度の普及に努めます。

③ 地場産業の振興と企業誘致の推進

- 中小事業者を対象とした各種資金融資制度による経営安定化や設備の近代化・高度化に向けた資金調達の円滑化を図ります。
- 市内適地に新たな工業団地を造成するとともに、本市の立地条件や魅力を県内外に情報発信し、本市への関心を高めながら工業団地や廃校、空き店舗等への企業誘致を積極的に推進します。
- 市内企業への積極的な訪問や企業懇談会の開催により、企業動向やニーズの情報収集、産業のPRなど企業と行政とのネットワークを形成し、市内での事業の維持・継続、発展が図られるようフォローアップに努めます。

(3) 企業の持続的な成長・発展と雇用環境の改善

現況と問題点

- 輸送用機械器具製造業などの業種では製造品出荷額が伸び、金属製品製造業や非鉄金属製造業などでは出荷額が安定しており、これらは本市の強みとなっています。
- 工業は自動車関連が中心となっているため、産業の空洞化を招きやすく、原材料の輸入比率の高い企業は為替変動の影響を受けやすい傾向にあり、産業構造の多角化の促進が求められています。
- 若者の定職離れや中高年齢者の雇用対策、男女均等な雇用機会の確保、育児・介護休業の定着促進、労働条件の改善、働き方改革の推進等職場環境の整備を促進し、労働者にとって魅力ある職場づくりが求められています。
- 有効求人倍率は高い傾向にあり、特に建築・土木・製造業の技術者や作業員、医療・福祉従事者などは生産年齢人口の減少で恒常的に人材不足が生じています。
- 市内企業は地元からの優秀な人材を求めています。市内の新規学卒者のうち、市内企業へ就職する者は極めて少ない状況となっています。
- 人口減少や高齢化が進んでいくことに伴う労働力不足を補うための外国人材の受入れや定着に伴う支

⁶ 岡山県事業承継ネットワーク：岡山県内の中小企業・小規模事業者の事業承継を支援するため、県、市町村、商工会議所、商工会、金融機関、士業団体等の91機関で構成した組織です。

⁷ 中小企業設備近代化・中小企業振興資金：中小企業者における設備の近代化、安定運営のための資金の借入れに対し、利子の一部を補助する制度です。

援など、時流の変化に対応した取組が求められています。

【ハローワーク高梁の求人倍率、有効求人、有効求職者数】

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
求人倍率 (倍)	1.13	1.32	1.25	1.56	1.89	1.99	1.80	1.61	1.58	1.30	1.44
有効求人 (人)	1,227	1,317	1,286	1,557	1,643	1,677	1,582	1,422	1,561	1,248	1,360
有効求職 (人)	1,089	1,001	1,026	996	871	841	877	884	989	959	943

(資料：高梁公共職業安定所調べ)

【新規学卒者の市内就職状況】

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
事業所数	27	30	26	23	22	19	20	20	18	18	14	12
新規学卒 就職者数 (人)	96	110	88	99	91	95	87	76	74	71	55	48

(資料：産業振興課調べ)

その対策

① 企業の持続的な成長・発展の推進

- 労働力不足や労働人口の減少が予測される中、超高速大容量・低遅延の情報通信インフラの整備に伴い、I C TやA I の導入を推進し、生産性向上、効率化等を支援します。
- 経営革新等の生産性向上の取組や競争力強化に向けた国内外における販路開拓、産業を取り巻く環境の変化に柔軟に適応できる人材の育成・確保を支援し、持続可能な企業の発展を推進します。
- 市内中小企業の持続的な経営の安定化や競争力の強化を図るため、商工団体が実施する伴走支援と連携し、その取組を効果的に推進します。
- 中小企業の維持・発展を産業振興施策の中心に位置づけ、中小企業に対して、経営の革新や生産性向上等につながる新たな支援策を充実させ、経営の安定及び事業の活性化を支援します。
- 地域企業の活力向上のために、中小企業等による連携や共同、観光との関連による製品開発や販路拡大等への新たな取組を支援します。

② 安定した雇用の維持・創出

- 若者の採用・育成に積極的に取り組むユースエール認定企業等を増加させるなど、市内企業の魅力を高め、市内学生に地元企業を知ってもらうインターシップ等の取組により、新規学卒者の地元就職を促進するとともに、企業誘致や起業支援等により雇用の場の確保に努めます。
- 公共職業安定所、商工会議所、商工会等との連携を強化し、市内の高校生・大学生等の市内就職を推進するとともに、定住促進対策等の施策により I J U ターンの促進を図ります。

- 市内の企業や学校、若年求職者等から情報を収集して共有することで、求人と求職のミスマッチ解消に努めます。
- 勤労者の福利厚生制度を普及啓発しながら、働きたい・働きやすい労働環境整備やワークライフバランスの推進を図ります。
- 関係機関と連携・協力しながら、求職者に対する相談や指導、各種情報提供など就職支援に取り組みます。

③ 多様で柔軟な働き方の支援

- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、兼業・副業等働き方改革を支援します。
- テレワーク、育児・子育て、介護等に応じた柔軟な勤務体制など、多様な働き方を推進します。
- 公共職業安定所等と連携し、えるぼし認定制度⁸の周知を図り、認定の促進に努めるとともに、女性が活躍できる環境づくりを後押しします。

(4) 観光の振興

現況と問題点

- 「備中松山城」や「吹屋ふるさと村」等、全国的にも発信力のある観光資源に恵まれているものの、各観光資源の連携が十分に図られていないことから、通過型観光になっています。
- 効果的な誘客を図るため、市内の関係団体や関係事業者との連携を強化するとともに、近隣市町や関連自治体と連携した広域観光に取り組む必要があります。
- 宿泊施設の収容力が小さく、宿泊ニーズに十分対応できない状況が発生しています。
- 高梁ならではの土産物や食事メニュー等が少ないため、観光消費額が伸びにくい状況にあります。
- 市全体で観光により市を盛り上げるという気運を醸成する必要があります。
- 年々増加する外国人観光客の受入体制を整備していく必要があります。
- コロナ禍を経て、旅行形態も個人旅行・小規模グループ旅行が主流となっていることから、滞在時間や体験価値、消費額など“質”を重視した評価への転換が必要です。
- 高齢化や空き家の増加に伴い、歴史的建築物の滅失や散逸が危ぶまれる中、歴史的町並みを保存・活用した観光誘客を図るため、地域と一体となって歴史的建築物の保存修理・修景や活用を行い、景観まちづくりを推進することが重要となっています。
- 日本遺産の認定を受けた吹屋地域において、その歴史や文化をより深く周知するための工夫や、県内他

⁸ えるぼし認定制度：一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組が優良である等の一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣が評価・認定する制度です。

の日本遺産と連携したプロモーションを展開していく必要があります。

【主な観光施設の入り込み客数】

単位：人

施設名	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	令和6年
備中松山城	70,212	106,327	70,758	51,465	67,813	62,541
郷土資料館	4,307	5,453	4,128	1,397	573	1,713
商家資料館・池上邸	11,525	12,760	11,144	4,879	7,741	6,930
武家屋敷・旧折井家	11,616	12,906	11,229	4,907	7,907	6,991
武家屋敷・旧埴原家	11,434	12,614	11,059	4,851	7,575	6,863
頼久寺庭園	18,776	22,290	17,131	7,332	10,505	10,048
石火矢町ふるさと村	57,625	63,800	55,720	24,395	38,705	34,638
山田方谷記念館	—	—	—	1,851	2,722	3,440
元仲田邸	3,599	4,326	2,723	788	869	614
神原荘	5,009	5,066	6,040	1,403	8,177	2,929
うかん常山公園	94,375	69,429	52,927	21,080	25,660	23,950
広兼邸	22,288	23,899	15,210	8,981	11,303	9,648
西江邸	13,235	16,360	7,878	1,775	1,549	1,721
旧吹屋小学校	—	—	—	—	30,582	16,990
吹屋ふるさと村郷土館	12,819	16,804	10,106	6,581	9,595	8,171
旧片山家住宅	12,819	16,804	10,186	7,222	9,587	8,922
民俗資料館ベンガラ館	12,020	14,261	9,223	5,703	6,337	5,690
笹畝坑道	14,087	17,311	11,202	8,480	8,618	8,712
成羽美術館	13,359	29,735	24,191	10,985	13,186	20,471
ラ・フォーレ吹屋	16,464	17,548	8,899	5,323	7,552	—
町家ステイ吹屋千枚	—	—	—	128	162	202
吉備川上ふれあい漫画美術館	12,037	13,199	10,110	6,846	8,063	10,677
弥高山公園	38,838	27,494	25,234	19,412	18,216	17,889
西山高原レジャー施設	3,214	2,661	1,735	1,714	1,051	1,163
合計	459,658	511,047	376,833	207,498	304,048	272,242

(資料：観光課調べ)

その対策

① 観光交流人口の拡大

- 「備中松山城」と「雲海」、「吹屋ふるさと村」と「日本遺産・ジャパンレッド」等、伝わりやすいイメージ戦略を推進し、相乗効果による観光交流人口の拡大を図ります。
- SNSの活用やマスメディア等との連携による幅広いプロモーションにより、市内の観光資源の魅力発信を強化するとともに、集客効果が見込めるテーマに基づき、近隣市町や関係自治体と連携し、広域周遊観光に取り組みます。
- わかりやすく手に取りやすい観光ガイドブックの作成や案内看板等の整備に取り組むとともに、多言語化やデジタル技術の活用により、国内外の観光客がより理解しやすく魅力を感じられる環境を整えます。

- 観光地のトイレの機能性や快適性の向上を図るため、計画的に洋式化やバリアフリー化等を推進します。
- 歴史的建築物を、宿泊施設や店舗等へ改修するなどの有効活用を促進することにより、景観計画に基づいた歴史的町並みの保存・整備を推進するとともに、地域の賑わい創出、観光資源の魅力向上を図ります。

② 地域での観光振興活動を支援

- 「備中たかはし松山踊り」、「成羽愛宕大花火」、「マンガ灯籠まつり」等、市を代表する観光イベントを始め、地域団体等が自主的に実施する観光イベント等を積極的に支援します。
- 観光ガイドの充実を図るため、ガイド養成講座や資質向上のための研修、多言語に対応可能な人材の育成、環境の整備等を支援します。
- 映画等のロケ支援等を行うフィルム・コミッションの活動を支援し、ロケツーリズムを推進します。

③ 観光振興を地域経済の発展に

- 市内の関係団体や地域住民と連携し、新たな観光資源の発掘や開発を推進するとともに、既存の観光資源をブラッシュアップすることにより、観光地としての魅力や価値の向上を図ります。
- 市内の観光資源を結ぶ観光ルートの設定や2次交通の強化等により、観光客の周遊を促進し、滞在時間延長につなげます。
- 魅力的で高梁ならではの土産物や食事メニューの開発、体験メニューや着地型旅行商品の造成を支援します。
- 市内の関係団体、関係事業者が一体となり、観光を地域の経済効果につなげるという気運を醸成し、観光消費額の向上を図ります。

④ 歴史を活かした景観まちづくりの推進

- 高梁市歴史的風致維持向上計画に基づき、文化的価値の高い歴史的建造物や地域における伝統文化で形成された歴史的風致の維持向上に取り組みます。
- 歴史的町並み保存地区整備事業を、地域住民の理解と協力を得て引き続き推進し、城下町としての面影を残す歴史的町並みと周辺に残る文化財との一体的な活用を図ります。
- 日本遺産を通じた地域活性化計画に基づき、吹屋地域の歴史的魅力や特色を活用した地域の活性化を図ります。
- 高梁市景観計画に基づき、先人から引き継いだ本市固有の歴史的景観を保存・活用し、景観まちづくりを推進します。

2. 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興				
	(1) 基盤整備 農業	農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業	高梁市 高梁市	
	(9) 観光又はレクリエーション	滞在型宿泊施設古民家改修工事 吹屋ふるさと村周辺整備事業 弥高山施設改修事業 旧広兼家住宅保存修理事業（改修工事） 観光施設改修事業（川上地域）	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	新規就農総合対策事業 ・農業体験研修、農業実務研修の実施により新規就農者の確保・育成を進め、農業の振興と集落の維持・活性化を図ります。	高梁市	
		中山間地域等直接支払交付金事業 ・農業生産条件が不利な農用地を適正に管理する農業者へ交付金を交付することにより、多面的機能を持った中山間地域の農用地を維持し、農業の振興と集落の維持・活性化を図ります。	高梁市	
		多面的機能支払交付金事業 ・農道、水路など農地の維持保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付することで、農業の多面的機能の維持・保全を図ります。	高梁市	
		有害鳥獣駆除奨励金事業 ・有害鳥獣駆除班員・鳥獣被害対策実施隊員による捕獲駆除活動により、農作物被害の減少を図ります。	高梁市	
	商工業・6次産業化	地域商業活性化支援事業 ・新規開業や店舗リニューアル、経営革新や事業承継、移動販売等の取組に対し補助金を交付することにより、地域の商業振興及び地域経済の活性化を図ります。	高梁市	
	観光	日本遺産推進事業 ・吹屋地区の新たな魅力づくりと受入体制の整備により、観光交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ります。	高梁市	
	企業誘致	企業立地促進事業 ・工場や物流施設等を建設する企業に固定資産税相当額の助成金や事業規模に応じた奨励金を交付することで、企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ります。	高梁市	

3. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
高梁市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「1. 現況と問題点、その対策」のとおり

第 4 章 地域における情報化

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- 制度や組織の在り方等についてデジタル技術を用いてより良く変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（D X）が求められており、令和 5 年度に高梁市 D X 推進計画を策定し、令和 7 年度まで D X の推進に取り組んでいますが、まだアナログ業務が多く、市民も職員も負担軽減ができる業務が存在しています。
- 自治体情報システムの標準化・共通化や税証明や・住民票等の発行などオンライン手続きの拡大に取り組んでいますが、システムに係る導入・運用経費が増加し、市の財政負担が大きくなっています。
- D X 推進におけるキーパーソンや A I、R P A、ノーコードツールなどを一層活用するために、職員の人材育成が求められています。
- サイバー攻撃に関する通信の手法は高度化・多様化し、件数もが増加傾向にあり、業務に甚大な支障が発生するセキュリティリスクが深刻化しています。
- 市内全域に光ファイバ網が整備され、市内の携帯電話の不感地域も概ね解消されています。

その対策

① D X の推進

- 行政サービスの質の向上と業務の効率化を図るため、デジタル技術の導入を目的とするのではなく、本来あるべき業務の流れを見直す業務改革（B P R）から D X に取り組みます。市民と職員の双方にとって負担軽減につながる業務フローへ転換し、持続可能な行政運営を目指します。
- オンライン申請の拡充やシステム連携を進め、「行かない・書かない窓口」の実現に取り組み、行政手続きやサービスのデジタル完結を段階的に進めます。一方で、デジタル技術の活用が困難な方が不利益を被ることのないよう、対面手続きや支援体制の確保など、誰もが利用しやすい行政サービスの提供に努めます。
- A I 等のデジタル技術の活用による業務効率化を進めるとともに、セキュリティポリシーの見直しやゼロトラストアーキテクチャの考え方を踏まえた情報セキュリティ対策を検討し、職員が安心して業務を行えるネットワーク環境の構築を目指します。
- 岡山県や他市町村と連携しながら、デジタル人材の育成や効果的・効率的なシステム導入を進め、単独では対応が難しい課題への対応力を高めます。

② 情報通信基盤の管理

- 行政サービスのデジタル化や市民生活を支える基盤として、市内に整備された高速な情報通信基盤に

ついて、安定的かつ計画的な維持管理に取り組みます。

- 災害時や障害発生時においても、行政機能や情報発信への支障が最小限になるよう関係機関と連携を図りながら、早期復旧に向けた体制の確保に努めます。これにより、平常時・非常時を問わず、安心して利用できる情報通信環境の維持を目指します。

第 5 章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点、その対策

(1) 交通施設の整備・管理

現況と問題点

- 本市には、高速道路、国・県道及び市道があり、市民生活を支え、安全で快適な暮らしの実現や地域再生を図る上で重要な役割を果たしており、機能強化と安全性・利便性の向上に向け、高速道路の4車線化の早期完成や国・県道の未整備箇所の早期改良に向けて沿線自治体とともに国、県等の関係機関への働きかけを行っていくことが重要です。市道・橋梁においては、緊急性や危険性を最優先に考慮し、計画的な改良・修繕を進めていく必要があります。
- 過疎化、高齢化により、地元主体による生活道の安全な道路維持・管理が困難となっており、行政と市民・事業者による市道管理の新たな取組が求められています。
- 伝統的な町並み等を有する歴史的風致地域においては、その風致を保持していくことが重要な課題であり、そのためには地域に相応した形状となるよう道路整備を行う必要があります。

【市道の整備状況】

区 分	実 延 長 (m)	改良済延長 (m)	改 良 率 (%)
1 級 市 道	120,299	79,955	66.4
2 級 市 道	177,358	84,969	47.9
そ の 他 市 道	1,214,381	263,769	21.7
計	1,512,038	428,693	28.3

(資料：道路台帳・令和7年3月31日現在)

【都市計画道路の整備状況】

路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)	改良済延長(m)	改良率 (%)
落合橋川端町線	3,450	23.0	3,450	100.0
高梁駅中学校線	1,170	12.0	1,170	100.0
高梁駅柿木町線	860	12.0	860	100.0
下町薬師院線	680	12.0	280	41.2
南町近似線	2,200	12.0	1,460	66.4
轟橋南町線	1,280	12.0	1,002	78.3
高梁駅松連寺線	140	16.0	140	100.0
計7路線	9,780	—	8,362	85.5

(資料：都市整備課調べ・令和7年3月31日現在)

【農道の整備状況】

単位：m

区 分	総 延 長	舗装済延長	トンネル延長	橋梁延長	未舗装延長
1.8m～4.0m未満	421,686	137,965	0	60	283,721
4.0m～7.0m未満	35,906	32,306	0	153	3,600
7.0m以上	64,733	64,733	0	805	0
合 計	522,325	235,004	0	1,018	287,321

(資料：農林課調べ・令和7年3月31日現在)

その対策

- 機能強化と安全性・利便性の向上のため、高速道路、国・県道等へのスムーズなアクセスが可能となる計画的な道路改良や歩行者等の安心・安全な通行確保のための交通安全対策を実施します。
- 広域的な避難路や緊急輸送道路等の機能強化や老朽化対策を推進し、緊急車両の通行や公共交通の維持・確保ができる市道改良を実施します。
- 橋梁等の健全な機能確保のための点検を実施し、架け替え・補強による適正な維持管理を進めます。
- 歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、市道や構造物について景観や環境、地域特性等に配慮した、人にやさしい道路整備を推進します。

(2) 公共交通手段の確保

現況と問題点

- 26 系統の民間運営路線バス、市運営の 26 系統の生活福祉バスと 5 地区の乗合タクシーを運行しており、今後の人口減少を踏まえると「高梁市地域公共交通計画」に基づいた公共交通の見直し・再編を進めていく必要があります。
- 運転免許を保有する高齢者の割合が増加することで、公共交通全体の利用者は減少することが見込まれます。利用者層の減少を見据え、真に必要な公共交通を精査する必要があります。
- 市内を南北に走る J R 伯備線は山陽・山陰を結ぶ幹線路線であり、通勤、通学、観光等に大きな役割を担っています。備中高梁駅隣接の複合施設（高梁市図書館等）及び駅周辺の駐車場整備により、駅周辺の利便性は向上しましたが、鉄道利用者数は、コロナ禍前の水準まで戻っておらず、鉄道の利用促進と利便性向上を図る必要があります。

その対策

- 「高梁市地域公共交通計画」に基づき、住民のニーズを取り入れながら運行事業者や企業と連携し、それぞれの地域の実情に即した交通手段を導入していきます。
- 幹線となる路線バスの見直しと生活福祉バスの再編による乗合タクシーの拡充、公共ライドシェアの検討等、より利用しやすい公共交通の整備を進めます。
- 鉄道を利用しやすい路線バス等のダイヤ編成や、公共交通利用者への補助制度等の充実、公共交通利用や利便性の向上を推進します。

2. 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
	(1) 市町村道			
	道路	市道本町櫓井線、下町薬師院線道路改良事業 (L=500m)	高梁市	
		市道櫓林線道路改良事業 (L=500m、W=7.0m)	高梁市	
		市道浅柄線改良事業 (L=680m、W=5.0m)	高梁市	
		市道市場井谷線改良事業 (L=200m、W=5.0m)	高梁市	
		市道中原町新町線改良事業 (L=200m、W=7.0m)	高梁市	
		市道南町旭町線整備事業 (L=250m、W=7.0~9.25m)	高梁市	
		市道平岩線改良事業 (L=1800m、W=5.0m)	高梁市	
		市道大池1号線改良事業 (L=1800m、W=5.0m)	高梁市	
		市道千住寺線改良事業 (L=300m、W=5.0m)	高梁市	
		道路美装化事業 (L=1700m)	高梁市	
		市道西郷笹屋線改良事業 (L=500m、W=4.0m)	高梁市	
		市道菅野加根谷線改良事業 (L=1,000m、W=5.0m)	高梁市	
		市道磐窟線改良事業 (L=250m)	高梁市	
		都市計画道路整備事業 (L=523m、W=12.0m)	高梁市	
		市道玉川日里線改良事業 (L=500m、W=5.0m)	高梁市	
		市道田井落合線改良事業 (L=400m、W=5.0m)	高梁市	
		市道布賀線改良事業	高梁市	
		市道川乱五本松線改良事業 (L=500m、W=5.0m)	高梁市	
		市道本町櫓井線改良事業 (L=200m、W=5.0m)	高梁市	
		市道西屋線改良事業 (L=400m、W=5.0m)	高梁市	
		市道中組柳谷線改良事業 (L=200m、W=7.0m)	高梁市	
		交通安全対策事業	高梁市	
		法面長寿命化修繕事業	高梁市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	橋梁等長寿命化修繕事業	高梁市	
	(2) 農道	一般農道整備事業	高梁市	
	(3) 林道	林道檜林線開設事業 (L=560m、W=3.6m)	高梁市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	交通体系再編事業 ・路線バス、生活福祉バス、乗合タクシーの 利用を促進しながら、高利用路線の拡充や 低利用路線の廃止を含めた再編を進め、代 替交通としてタクシーを活用した事業等の 実施により、交通弱者等の移動手段の確保 を図ります。	高梁市	
	その他	高校生バス路線等通学支援事業 ・高等学校等にバスを利用して通学する生徒 の保護者に対し、通学定期券購入費用の一部 を補助することにより、保護者負担の軽減 及び路線バスの利用の促進を図ります。	高梁市	

第 6 章 生活環境の整備

1. 現況と問題点、その対策

(1) 上下水道施設の整備・管理

現況と問題点

- 本市では、令和 2 年度、すべての簡易水道を上水道に統合しましたが、統合による一般会計繰入金的大幅な削減等により、経営は厳しい状況にあるため、早急に財源を確保していくとともに、今後の料金についても、経営状況に照らし、検討していく必要があります。
- 安全で安心な水の確保を図るため、浄水施設整備や将来予測に基づいた自己水源の確保と岡山県広域水道企業団からの受水についての適正な計画・実施が必要です。
- 水道施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や、漏水による有収率の低下、人口減少により財政状況は悪化しており、計画的に施設を更新する必要があります。
- 令和 6 年度末で、公共下水道事業は、公共下水道 466ha、特定環境保全公共下水道 53ha の 519ha の整備が完了しています。また、農業集落排水事業は、檜井地区において整備が完了し、特定地域生活排水処理事業は、有漢町において整備が完了しています。これらの事業計画区域外では、補助金事業により合併処理浄化槽の設置を促進しています。
- 昭和 62 年 10 月に公共下水道が供用を開始してから相当年数が経過し、浄化センターや中継ポンプ場等の施設における経年的な機能低下や管渠の老朽化に対応するため、計画的な改築更新や修繕を実施する必要があります。

【污水处理施設の整備状況】

単位：人、%

区分 年	住民基本 台帳人口 (A)	下水道				農業集落排水		合併処理浄化槽等	
		処理人口 (B1)	整備率 (B1/A)	水洗化 人口 (C)	水洗化率 (C/B1)	処理人口 (B2)	整備率 (B2/A)	処理人口 (B3)	整備率 (B3/A)
平成 26 年度末	32,617	13,587	41.7	12,137	89.3	67	0.2	10,781	33.1
平成 28 年度末	31,556	13,394	42.4	12,517	93.5	55	0.2	10,719	34.0
平成 30 年度末	30,374	13,096	43.1	12,365	94.4	56	0.2	10,848	35.7
令和 2 年度末	29,001	12,720	43.9	12,188	95.8	53	0.2	10,640	35.5
令和 4 年度末	27,358	12,596	46.0	12,101	96.1	49	0.2	10,311	37.7
令和 6 年度末	25,722	11,873	46.2	11,409	96.1	49	0.2	9,896	38.5

(資料：上下水道課調べ)

その対策

- 今後の水需要の動向把握と将来予測に努め、岡山県広域水道企業団と自己水源との最適なバランスの確保に努め、安定的な事業運営をめざします。
- 限られた財源の中でも将来世代に安心・安全な水を供給できるよう、施設の重要度・優先度を踏まえて効率的な施設整備を実施します。
- 老朽施設の適正な維持管理や耐震化を含めた計画的な更新を実施し、効率的で安定した水の供給を維持することで、有収率の向上を図ります。
- 下水道施設の計画的な改築更新のため、維持改修計画（ストックマネジメント計画⁹及び耐水化計画）により、重要度、優先度を踏まえ効率的な施設改修を行います。

（２）循環型社会の形成

現況と問題点

- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することで、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）活動を推進する必要があります。
- 高齢化の進行や核家族化、地域コミュニティの希薄化に伴い、ごみ出しが困難な高齢者等の増加が懸念されています。これまでのステーション方式によるごみ収集に加え、個別収集や支援体制の整備など、新たな収集方法の導入が求められています。
- ごみの総排出量や１人１日当たりの排出量は減少傾向にありますが、依然として高い水準にあります。また、ごみ処理施設の老朽化が課題となっています。

【ごみの排出・処理状況】

単位：t

項目 年度	年間総排出量	家庭系ごみ				
		年間総収集量	焼却処理量	埋立処理量	資源収集量	その他
平成 26 年度	11,715	7,340	6,151	130	897	162
平成 28 年度	11,610	7,273	6,148	134	846	146
平成 30 年度	10,530	6,481	3,382	77	832	99
令和 2 年度	11,058	7,227	5,997	165	851	213
令和 4 年度	10,164	6,734	5,621	155	840	119
令和 6 年度	9,226	5,982	5,021	124	740	97

（資料：環境課調べ）

⁹ スtockマネジメント計画：下水道資産の適正な点検・調査により、老朽化の進捗状況の把握と評価を行い、良好な状態の維持と事業費の削減・平準化を行うための計画です。

その対策

① ごみの適正な処理の推進

- ごみの排出から処理までのフローを安定的に機能させ、発生した廃棄物を適正に処理します。
- 高齢者や障害者などごみ出しが困難な人に対応した収集運搬体制の整備を図ります。
- 老朽化したごみ処理施設の更新に向けた調査・検証を進めるとともに、ごみ処理の有料化についても検討します。

② ごみの減量化・分別・リサイクル

- 食品ロスの削減や廃プラスチック類の排出抑制など、市民にとって身近な環境問題に取り組みながら、3Rの取組を広げます。
- ごみの減量化・資源化に関しては、啓発活動を推進するとともに、資源回収を実施する団体への助成など、効果的なインセンティブを活用し、排出抑制と資源化を進めます。

(3) 防災対策の強化

現況と問題点

- 平成30年7月豪雨災害を契機に、市民相互の連携や協力体制（共助）の重要性が認識されていますが、人口減少と高齢化から地域のコミュニティ機能が低下し、地域内での防災活動の停滞が危惧されています。災害時に、地域で支え合うための体制づくりが最優先課題となっています。
- 防災機能も包含したコミュニティ組織をけん引するリーダーの育成が求められています。
- 災害時には、正確な情報を迅速に収集することが重要です。SNS等の様々な情報から必要な情報伝達手段の確保を図る必要があります。
- 防災に関する学習機会が少なく、災害時に自分の身の安全を図る避難行動や備えが十分とは言えません。そのため、地域や学校での防災研修や防災教育が必要です。
- 高梁市復興計画の復旧期・復興期を経て「発展期」を迎えています。将来にわたって持続的な地域の魅力と防災力が求められています。
- 気象変動による災害規模の拡大により、災害時に孤立する集落が発生するリスクが高まっています。
- 災害時に必要な情報が受けられない、情報を受けても自力で避難行動が取れない、避難行動要支援者への支援が求められています。
- 国民保護発動時の保護体制を確立する必要があります。
- 高度化する救急業務のため、救急救命士を継続的に養成してきましたが、指導救命士制度やICTを活用した医療機関との連携など新たな運用体制を整備する必要があります。

- 大規模災害の発生や人口減少・少子高齢化社会への対応など、消防を取り巻く環境変化に柔軟に対応するため、広域応援体制の強化を図る必要があります。
- 機能別団員¹⁰の導入や消防団協力事業所表示制度を設けるなど、消防団員の確保に取り組んできましたが、少子高齢化や就業形態の変化により、団員の確保が困難となっています。将来にわたり持続可能な消防団活動を行うため、消防団の機能強化と団員個々の資質向上が求められています。
- 消防車両・資機材の老朽化に対応し、強靱化と機能性強化を図る必要があります。

【現有消防力の現状（消防署）】

区 分	現有力	区 分	現有力
消 防 署 所 の 数	2箇所	資 機 材 搬 送 車	1台
消 防 ポ ン プ 自 動 車	3台	水 槽 車	1台
ブーム付多目的消防ポンプ自動車	1台	救 急 自 動 車	4台
化学消防ポンプ自動車	1台	広 報 車	1台
救 助 工 作 車	1台	指 揮 車	3台
小型動力ポンプ付積載車	2台		

消防職員	消 防 本 部	16人
	分 駐 所	6人
	消 防 署	45人
	計	67人

（資料：消防本部調べ・令和7年4月1日現在）

【消防団の状況】

区分 分団名	部 数 (部)	団員数 (人) 正規/ 機能別	車両・ポンプ車等保有台数			小型動力 ポンプ	指揮車等
			消 防 ポンプ 自動車	水槽車	小型動力 ポンプ 積載車		
団 本 部	—	31	—	—	—	—	2台
高 梁 分 団	1	83/6	—	—	5台	5台	—
津 川 分 団	2	48/5	—	—	2台	2台	—
川 面 分 団	1	28/5	—	—	2台	2台	—
巨 瀬 分 団	1	43/18	—	—	3台	3台	—
中 井 分 団	3	54/3	—	—	3台	3台	—
玉 川 分 団	1	19/5	—	—	1台	1台	—
宇治吹屋分団	2	38/24	—	—	5台	5台	—
落合松原分団	2	61/31	—	—	6台	6台	—
高 倉 分 団	1	24/4	—	—	2台	2台	—
有 漢 分 団	5	91/14	2台	—	8台	8台	—
成羽自動車分団	2	36/8	2台	1台	1台	1台	—
成 羽 分 団	5	91/27	—	—	7台	7台	—
川 上 分 団	8	153/44	1台	—	7台	7台	—
備 中 分 団	3	78/63	—	1台	9台	9台	—
計	37	878/257 1135人	5台	2台	61台	61台	2台

（資料：消防本部調べ・令和7年4月1日現在）

¹⁰ 機能別団員：特定の活動のみ出動する団員。本市では日の出から日没までの災害出動を特定の活動としています。

その対策

① 地域防災力の向上と強化

- 災害全般に対応した自主防災組織の結成を促進します。
- 自主防災組織やコミュニティ組織等において防災士の資格取得を支援し、地域防災リーダーの育成を図ります。
- 地区防災計画の策定を推進し、「自助」「共助」「公助」による役割分担を明確にします。
- 自主防災組織間の交流と連携を進め、互いに支援し合える体制を整えます。
- 地域や学校で防災研修・防災学習等の出前講座や防災パネル展等による啓発活動を行い、防災意識の向上を図ります。
- 災害時に孤立する集落を事前に把握するとともに、物資輸送手段など孤立化した場合の対応策を関係機関と連携・協力し備えます。
- 携帯端末等により Web サイトで最新の防災マップを閲覧できるよう情報を更新し、平常時からの備えの強化を図ります。
- 防災情報伝達手段の多様化を進め「すぐメール」「高梁いんふお」等の SNS の活用を推進します。
- 地域住民を含めた様々な関係者が参加しやすい防災訓練の実施を推進します。
- 備蓄品の拠点施設を設け迅速な救援物資の供給を行います。
- 災害時避難行動支援システムにより、関係機関での情報共有を図り、地域や関係機関での支援体制の充実を図ります。
- 要配慮者利用施設での避難確保計画による避難訓練を支援します。
- 福祉避難所として利用可能な施設への協力依頼を行い、要支援者等の避難場所を確保します。
- 基本団員の確保と機能別団員制度の充実強化に取り組むほか、施設・設備の整備を進めるなど、消防団が活動しやすい環境づくりを推進します。
- 消防団員の資質向上をめざし、各種訓練を実施します。

② 国民保護計画の推進

- 市の即応体制を確立するとともに、各機関との連携により適格かつ迅速な保護措置に努めます。
- 国外からの武力攻撃事態等に対処するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を市民へ提供するなど国民保護の総合的な推進を図ります。

③ 消防、救急、救助体制の強化

- 災害現場の複雑化・多様化に迅速かつ効果的に対応するため、救急救助資機材の高度化を進め、職員の育成に取り組みます。
- 高度化する救急業務への対応のため救急救命士や指導救命士を計画的に養成するとともに、医療機関との連携を強化します。
- 応急手当普及啓発により救命率の向上に努めます。
- 防火対象物及び危険物施設への査察を強化し安全向上に努めるとともに、一般住宅の防火対策を強化します。

(4) 住環境の整備

現況と問題点

- 無秩序・無計画な開発を防止するとともに、地域の特性に応じた適正な土地利用を図ることにより、安全で良好な地域環境を確保する必要があります。
- 本市固有の歴史的町並みや自然等を保全し、また、これらと調和した新たな景観を創っていくため、高梁市景観計画及び高梁市景観条例に基づく建築物・工作物の基準適合審査や岡山県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の適正な規制・誘導を図ることが重要になっています。
- 地籍調査は、土地所有者の高齢化や土地に詳しい人の減少により、今後、特に山間部、市街地の境界確認が困難になってきているため、調査を早期に完了することが求められています。
- 市街地においては人口や医療・福祉・商業といった各種都市機能が拡散傾向にあり、持続的なまちづくりを実現するためには、人口密度の維持や都市機能の集積が課題となっています。
- 利用者が安心・安全に過ごすことができる公園整備が求められています。
- 高齢者・障害者・子育て世帯など住宅困窮者が多様化している中、市営住宅がセーフティネットとして適切に機能し、高齢者等が安心・安全で快適に暮らせる住宅が求められています。
- 現状の入居率から推測すると市営住宅の管理戸数が過剰であり、耐用年数が過ぎ老朽化している住宅も多くあることから、維持管理コストが増大しています。
- 過疎・高齢化の影響により、適正に管理されていない老朽危険建物が増加しており、防災、防犯、衛生、景観等の面から対応が求められています。

【市営住宅の状況】

	公営住宅	単独住宅	特定公共 賃貸住宅	地域優良 賃貸住宅	地域住宅	定住促進 住宅	計
団地数	47	5	1	6	8	1	68
戸数	685戸	194戸	7戸	14戸	30戸	1戸	931戸

(資料：都市整備課調べ・令和7年4月1日現在)

【空き家対策の状況】

単位：戸

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
空き家除去件数 (補助制度利用分)	10	7	7	5	7	6	1
空き家バンク物件 登録件数（新規）	62	70	34	29	86	76	64

(資料：環境課・協働定住課調べ)

その対策

① 計画的な土地利用の推進

- 都市計画法に基づく用途地域、岡山県県土保全条例及び高梁市開発事業の調整に関する条例など、各種法令や制度を遵守・運用することにより、適正な土地利用を図ります。
- 高梁市景観計画及び高梁市景観条例、その他関係法令に基づき、自然・歴史・文化と調和した、快適で魅力ある景観の保全、形成を図ります。
- 国土調査の全地区完了に向け、未調査地域である松山地区及び市街地区域の調査実施に取り組みます。

② 都市機能の維持

- 高梁市立地適正化計画に基づき、都市機能や居住の誘導・集積を図ることにより、コンパクトで住みやすい持続可能なまちづくりを進めます。
- 都市計画道路の整備を計画的に進めることにより、中心市街地の回遊性を高め、市街地の活性化、にぎわいの創出を図ります。
- 都市公園の整備により、誰もが安心・安全に過ごすことのできる公園整備を進めます。

③ 公営住宅の維持

- 高梁市公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の計画的な更新や改善、用途廃止を実施することにより、適切な住宅戸数の供給と居住水準の確保、管理住宅の有効活用を図り、誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットを構築します。また、効率的な管理法の検討を行い、維持管理コストの削減に努めます。

④ 空き家対策

- 高梁市空家等対策計画に基づき、空き家等の適正管理の推進及び市民が安心して暮らせる生活環境の確保に努めるとともに、老朽危険建物の増加による、防災、防犯、衛生、景観等の課題に対応するため、解体撤去に対する助成を行い、市民の住環境の改善を図ります。
- 空き家に関係する専門家や事業者等との連携体制により「空き家になる前」からの家屋活用や優良な空き家の利活用及び特定空家等への対応等、総合的な相談対応の強化に取り組みます。
- 人口減少に伴い増加する空き家の有効活用を一層推進するため、多様な利活用に取り組みます。

(5) 生活安全対策の充実

現況と問題点

- 過疎化、高齢化、生活様式の多様化等から、地域という共同体意識の希薄化とともに、地域の犯罪抑止機能も低下してきています。地域コミュニティ活動を支援しながら、ふれあいの中で地域住民同士の互助の意識を強く育てていく必要があります。
- 地域によっては自主防犯組織を結成し、見守り活動を実施する等、地域の安心・安全は自ら守るという活動が行われています。この活動を市全体に広げ、団体への支援や助成を行うとともに、協力・連携体制の強化を図る必要があります。
- 全国的に特殊詐欺被害が増加しており、防犯機能を備えた電話機器等の普及促進等の新たな被害防止策が求められています。
- 全国で発生する犯罪を受け、少人数での登下校を余儀なくされる児童の見守り活動や防犯灯の設置による地域の防犯対策等、社会情勢の変化に対応した取組が求められています。
- 若者が消費者トラブル、悪質商法等の被害者となるケースが増加しており、幅広い層を対象に消費生活知識の向上を図っていく必要があります。
- 本市でも若者や高齢者が関わる交通事故が発生しており、交通安全意識の啓発や普及活動を強化して、交通事故の発生を抑制していく必要があります。

その対策

① 地域防犯対策の充実

- 自主防犯活動や青色防犯パトロール等、地域で自主的な防犯活動に取り組んでいる団体等を支援します。
- 町内会等が行う防犯灯の設置を促進し、犯罪の発生しにくいまちづくりを推進します。
- 特殊詐欺や悪質商法の対策として、特殊詐欺被害対策機能付き電話機器等の普及を促進します。
- 警察や自主防犯組織等との連携を強化し、一体となって安心・安全なまちづくりを推進します。

② 消費者保護対策の充実

- 消費生活相談体制の充実、家庭への訪問啓発、講演会の開催等に努めます。
- 広報紙やパンフレット等を通じて幅広い層を対象に啓発や情報提供に努めるとともに、消費者トラブルの防止に努めます。

③ 交通安全対策の充実

- 子どもや高齢者等に対する交通安全教室の開催、高齢運転者の免許返納促進など、交通安全啓発活動を積極的に行い、交通安全意識の向上を徹底します。
- 交通安全危険個所の点検と交通安全施設の整備により、安全な環境づくりを推進します。
- 警察や関係団体と連携し、あらゆる世代への交通安全教育を強化します。

2. 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備				
	(1) 水道施設 上水道 簡易水道	上水道配水池更新事業 水道施設整備事業 水道総合地震対策事業 簡易給水施設改修事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 その他	公共下水道施設整備事業 特定環境保全公共下水道施設整備事業 農業集落排水施設整備事業 下水道総合地震対策事業 合併処理浄化槽整備事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃行政推進事業（パッカー車更新）	高梁市	
	(4) 火葬場	斎場施設改修事業	高梁市	
	(5) 消防施設	防火水槽整備 救急車（更新） 広報車（更新） 消防救急デジタル無線（更新） 指揮車（更新）2台 水槽車（更新） 指揮車（更新） 化学車（更新） 指揮2号車（更新） 消防器庫建設（建替え）	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(6) 公営住宅	市営住宅ストック総合改善事業	高梁市	
	(8) その他	都市公園整備事業（正宗公園） 都市公園整備事業（高梁中央公園）	高梁市 高梁市	

第 7 章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点、その対策

(1) 子育て支援の充実

現況と問題点

- 子どもや子育て環境を取り巻く環境は、少子化、核家族化に加え、女性の就労の増加、家族形態の多様化、在留外国人の増加など、様々な要因により大きく変化しています。
- 地域において人間関係が希薄化しており、子どもとの関わりの減少や家庭が地域からの支援や知恵が得られにくいなど、地域と家庭の養育力が低下しています。
- すべての子どもが健やかに夢をもって育ち、保護者と子どもが安心して住み続けるためには、妊娠から子育てまでの一体的な支援や多様化した教育・保育ニーズに対応した子育て支援が求められています。
- 保護者の子育てに対する負担感や不安感を解消、軽減するためには、地域全体で子育てに取り組むことや、きめ細やかな相談体制・情報発信の充実を図っていく必要があります。

【保育所等の状況】

保 育 所 名		定員 (人)	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	年度別入園者数 (人)					
					H27	H29	R 元	R 3	R 5	R 7
市立	高 梁 保 育 園	120	2,253.00	1,055.90	142	136	132	121	108	—
	備 中 保 育 園	30	202.08	88.08	27	17	17	14	10	9
私立	高梁中央保育園	80	790.33	425.20	86	92	94	81	83	69
	落 合 保 育 園	90	2,074.00	518.70	101	102	98	94	88	—
市立	高梁こども園	180	4,243.00	2,871.16	—	—	—	—	—	117
	有漢こども園	100	4,739.10	817.20	72	66	72	59	60	49
	成羽こども園	120	2,494.86	1,522.02	—	—	114	102	88	82
	川上こども園	120	2,608.00	1,131.00	50	42	47	48	40	31
私立	おちあいこども園	95	1,853.13	911.48	—	—	—	—	—	91

(資料：こども教育課調べ・各年度 4 月 1 日現在)

【学童保育の状況】

単位：人

名 称	定員	利 用 人 員					
		H28	R 元	R 2	R 4	R 6	R 7
高梁学童保育	80	83	75	69	61	73	76
津川学童保育	20	16	15	11	9	9	11
川面学童保育	20	23	24	28	24	17	15
巨瀬学童保育	20	13	13	13	11	11	11
中井学童保育	20	6	5	5	8	5	4
玉川学童保育	10	5	7	9	6	6	7
落合学童保育	70	52	46	38	43	46	50
福地学童保育	20	6	6	6	5	8	5
有漢学童保育	30	20	20	21	10	10	14
成羽学童保育	60	47	35	49	42	50	47
川上学童保育	40	22	34	31	28	28	21
富家学童保育	30	6	4	4	8	11	9

(資料：こども未来課調べ・各年度実績)

その対策

① 子どもの生きる力を育むための地域づくりの支援

- 地域や企業など、社会全体で子どもの育ちを支える意識づくりや地域の子育て活動への支援を推進します。
- 子どもが安心して地域で過ごすことができる居場所の確保に取り組みます。
- 家庭・地域・行政が一体となって、次世代の担い手である子どもたちが「生きる力」を育み、夢や希望を持てるまちづくりを展開します。

② 切れ目のない子育て支援の充実

- 子どもを育てる幸せを感じ、安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期の保護者を切れ目なく支援します。
- 市内各地域の子育て世代が楽しみながら利用でき、相談しやすい場となるよう、子育て支援センターの機能の充実を図ります。
- 育児休業や子どものための休暇を取得しやすい企業風土の醸成を促進するとともに、男女ともに子育てと社会参画を両立できる環境づくりを進めます。
- 本市の子育て支援施策について、SNS等を活用しながら若年層を含めた子育て前の世代にも幅広く周知を図ります。

③ 教育・保育サービスの環境整備及び質の充実

- 保護者が安心して働けるよう、ニーズに応じた教育・保育の提供や、学童保育の充実に取り組みます。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育・保育の質の向上を図るとともに、教育・保育に携わる職員の人材確保及び育成に取り組みます。
- 適正規模での就学前教育・保育を推進し、一定水準の教育・保育を確保するとともに、各園の教育・保育の特徴や機能を生かした魅力ある園づくりに取り組みます。

④ 子育てに悩みを抱える家庭のサポート

- こども家庭センターが中核となり、関係機関と密接に連携し、児童虐待の防止・早期発見、ヤングケアラーへの支援等、子どもの人権を守る取組を強化します。
- ひとり親家庭等が安心して相談できる体制を整え、経済的な自立ができるようバックアップを行います。
- 支援を要する子どもの成長について、保護者を含めた関係機関がスクラムを組んで連携し、困りごとの解消に向け支援し、就学につなぐ支援体制を進めます。

(2) 高齢者福祉の充実

現況と問題点

- 雇用制度や年金制度が大きく変化し、現役を退いた後のライフプランにも影響を受ける中、意欲のある高齢者が活躍できる多様な就労・社会参加を促す環境整備の必要があります。
- 独居高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、現役世代の減少、加速する少子高齢化の中でも、誰もが住み慣れた地域で安心して生活するため、地域活動等を通じた地域社会の繋がりの強化が求められています。
- 高齢者の知識や経験、技能を生かし、次の世代へ継承していくため、老人クラブの活性化や高齢者による社会貢献の機会、生きがいつくりの推進が重要です。

【高齢化の状況】

区 分	高齢者数			増減率 (R12/R2)	高齢化率		
	令和2年	令和7年	令和12年(推計)		令和2年	令和7年	令和12年(推計)
高梁市	12,005人	11,267人	10,309人	△14.1%	40.73%	44.28%	45.26%

区 分	前期高齢者数		増減率	後期高齢者数		増減率
	令和2年	令和7年		令和2年	令和7年	
高梁市	5,003人	4,400人	△12.1%	7,002人	6,867人	△1.9%

(注) 令和2年、7年の数値は9月末日現在(資料:高梁市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)

その対策

① 高齢者の生きがいつくりと活躍機会の支援

- 高齢者の豊富な経験等の提供だけでなく、生きがいや健康保持のための重要な機会としての就労の場の拡大、就労内容の強化を図ります。
- 働く意欲と能力のある高齢者が年齢にかかわらず地域社会の一員として活躍できる社会を目指します。
- 老人クラブの活動を通じ、地域の若者や子どもとの世代間交流、地域文化の伝承活動等への積極的な参加と地域との繋がり強化を推進します。

② 高齢者福祉サービスの推進

- 高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすため、生きがいデイサービスなどの外出支援を行い、閉じこもりの防止を図ります。
- 福祉サービスの充実には欠かせないボランティアの育成及び若年化に努め、地域の高齢者を支えます。
- 高齢者が安心して暮らせる施設の充実や、高齢者見守り支援施設の在り方について検討します。
- 移動に困難を要する高齢者の社会参加を促進するため、移動支援を行います。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

現況と問題点

- 高齢化率の上昇と「支え手」となる生産年齢人口等の減少により、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加し、介護サービスへのニーズ、依存は更に高まる傾向にあります。
- 介護ニーズが高まるものの、介護人材不足に伴いサービス量の確保は今後増々難しくなることが懸念され、地域全体の高齢者を支える人的基盤の確保が求められています。
- 高齢者の多くは、加齢に伴う虚弱な状態であるフレイルや認知機能の低下等疾患を抱える割合が増加し、医療と介護の両サービスへのニーズの増加が見込まれ、医療と介護の一体的支援による健康寿命の延伸への取組が求められています。

【要支援・要介護認定者数の状況】

区 分			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成 27 年	第 1 号	前期(65～74 歳)	36 人	19 人	38 人	35 人	32 人	29 人	16 人	205 人
		後期(75 歳以上)	398 人	302 人	528 人	497 人	372 人	385 人	258 人	2,740 人
	第 2 号		2 人	7 人	5 人	11 人	4 人	3 人	6 人	38 人
	合 計		436 人	328 人	571 人	543 人	408 人	417 人	280 人	2,983 人
	構 成 比		14.6%	11.0%	19.1%	18.2%	13.7%	14.0%	9.4%	100.0%
令和 2 年	第 1 号	前期(65～74 歳)	23 人	24 人	46 人	47 人	43 人	18 人	18 人	219 人
		後期(75 歳以上)	251 人	320 人	382 人	496 人	494 人	372 人	277 人	2,592 人
	第 2 号		-	5 人	8 人	5 人	5 人	3 人	1 人	27 人
	合 計		274 人	349 人	436 人	548 人	542 人	393 人	296 人	2,838 人
	構 成 比		9.7%	12.3%	15.4%	19.3%	19.1%	13.8%	10.4%	100.0%
令和 7 年	第 1 号	前期(65～74 歳)	24 人	29 人	37 人	35 人	25 人	18 人	15 人	183 人
		後期(75 歳以上)	262 人	330 人	471 人	472 人	425 人	320 人	224 人	2,504 人
	第 2 号		1 人	9 人	7 人	4 人	4 人	0 人	0 人	25 人
	合 計		287 人	368 人	515 人	511 人	454 人	338 人	239 人	2,712 人
	構 成 比		10.6%	13.6%	19.0%	18.8%	16.7%	12.5%	8.8%	100.0%

(資料：高齢者支援課調べ・各年の数値は 9 月末日現在)

【第 1 号被保険者の認定率】

単位：％

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成 27 年	3.52	2.60	4.59	4.32	3.28	3.36	2.22	23.89
令和 2 年	2.27	2.85	3.55	4.50	4.45	3.23	2.44	23.29
令和 7 年	2.52	3.17	4.48	4.47	3.97	2.98	2.11	23.69

(資料：高齢者支援課調べ・各年の数値は 9 月末日現在)

【介護保険サービス利用者数の状況】

単位：人

区 分	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
予 防	464 (7)	320 (4)	380 (8)
介 護	1,885 (24)	2,099 (17)	1,999 (13)
合 計	2,349 (31)	2,419 (21)	2,379 (21)

(資料：高齢者支援課調べ・各年の数値は 9 月末日現在)

(() 内は、第 2 号被保険者で内数)

その対策

① 介護予防・重度化防止の推進

- 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進のため、地域での交流により生活機能全体を向上させ、活動的に生きがいを持てる生活を営むことが出来るよう支援していきます。
- 高齢者の「心身機能」「活動意欲」「参加意識」のそれぞれの要素に働きかけていき、重度化防止を目的に誰でも参加することのできる介護予防活動をめざして、住民主体となる通いの場等の活動を支援していきます。

② 認知症施策の充実

- 今後認知症の人が増加することを見込み、国が示す認知症施策推進大綱に沿って、より認知症施策の充実を図り、認知症の人ができる限り住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることが出来る共生社会をめざします。
- 認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置等により、認知症に対する正しい知識と理解を求め、普及啓発や本人発信支援に取り組みます。
- 認知症の方や家族の方の相談に、介護・医療の専門職チームで早期介入・支援に取り組みます。

③ 生活支援体制の充実

- 今後見込まれる介護サービス需要の増加を踏まえ、介護給付の適正化や専門職とボランティア等との役割分担を行うことで、効率的な業務体制を整え、サービスの安定的運営を図ります。
- 高齢者の社会参加、ボランティア養成を推進し、地域ぐるみで生活支援体制の充実を図ります。

④ 介護分野で働く専門職の養成・確保

- 人材不足が深刻な介護分野の専門職確保に向け、関係団体と連携した人材確保支援に取り組みます。
- 業務の効率化、職員研修により、質の向上を図り、やりがいを持って働き続けることができる環境づくりの支援を行います。
- 介護ロボット、A I、I C T等の活用による、介護従事者の負担軽減を支援します。

(4) 障害者（児）福祉の充実

現況と問題点

- 障害者を一体的にサポートする事業所はある程度確保できているが、創作的活動及び生産活動の機会の提供と併せて、専門職スタッフによる医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化が求められています。また障害に対する理解促進を図る普及啓発等を行う場の設置や多様な障害者に対応したコミュニケーションツールの普及推進に努める必要があります。
- 増加傾向にある精神保健福祉手帳所持者及び療育手帳所持者等の福祉向上のために、地域で安心して生活するための居住の場や障害福祉サービス事業所の利用になじまない人の活躍の場の確保、さらには社会的・経済的な自立のための就労に向けた支援が求められています。
- 早期療育を必要とする子どもとその保護者のために、障害児が将来自立して社会生活を送れるよう、障害の早期発見、早期療育の迅速な対応とともに、成長のあらゆる段階において一人ひとりの特性等に合った多様な教育及び継続的な支援が求められています。

その対策

① 障害者（児）の生活支援

- 障害のある人の日中活動の拠点となる地域活動支援センターⅠ型について、地域のニーズを把握し、関係する法人や福祉サービス事業所等と連携、情報共有することにより、設置の実現に取り組めます。
- 障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように福祉サービスの情報提供や日常的な生活相談、障害に関する相談を総合的、専門的に受け付けるとともに、様々な障害福祉サービスや資源とも連携し、相談支援体制の充実、強化を図ります。
- 障害者が社会のあらゆる分野の活動と社会の発展に参画していくために、合理的配慮が浸透し多様な障害者に対応したコミュニケーションツールが整うとともに、社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的障壁や段差等の物理的障壁などすべての障壁を除去し、共生社会の実現に向けたまちづくりに努めます。

② 障害福祉サービスの充実

- 障害者が地域において自立し安心して生活できる共同生活援助（グループホーム）の充実とともに、居宅者においては、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、就労支援、意思疎通支援、外出のための移動支援など、社会参加のために必要なサービスの提供を行います。
- 障害者自身が主体性、自立性を確保し、社会活動へ積極的に参加していくことが期待されており、その能力が十分発揮できるよう各種情報の提供やニーズに応じた多様な相談体制の構築など、利用者本位の各種サービスを充実します。
- 障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・雇用・施設整備・生活環境等幅広い分野にわたっていることから、これら関連施策の連携を図るとともに、「つなぎ支援」「伴走支援」機能を強化し、ライフステージ（発達段階）に応じたきめ細かな一貫したサービスを総合的に提供します。

（５）地域福祉活動の推進

現況と問題点

- 人口減少や高齢化が進み、町内会役員や民生委員・児童委員等の担い手も不足するなど、地域福祉の持続的な活動が難しくなりつつある中、地域住民、行政、社会福祉協議会、ボランティア、NPOなどの多様な主体が、福祉の分野や領域を超えてお互いに連携、協力を強化し、地域のつながりの再構築を進めていく必要があります。
- 高齢者や障害のある人の単独世帯等が増加している現状において、認知症、知的障害、精神上的の障害があることにより日常生活において支援ニーズを抱えている当事者やその世帯に継続的な関わりを社会全体で保ち続けられる相談支援体制の構築が求められており、成年後見制度をはじめとする権利擁護の需要はますます高まっています。

その対策

① 地域の福祉活動の推進

- 全ての地域住民や関係機関が連携して、一人暮らしの高齢者、障害者、身寄りのない者等も安心して暮らせるように、民生委員・児童委員等とともに、お互いに見守る体制を強化し、地域全体で支え合う福祉活動の充実を目指します。
- 認知症や知的障害、精神障害などの理由で支援を必要とする人を早期に発見し、権利擁護支援につなげられるネットワークづくりと、中核機関のコーディネート機能の強化を図ります。
- 社会福祉協議会は、本市における地域福祉推進の中心的機関であり、地域住民がボランティア活動に参加できる機会を創出するなど、地域福祉活動の充実に向けた組織基盤強化のための支援を行います。

② 低所得者の生活支援

- 誰もが安心して生活を営めるように、生活に困窮した方が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、社会福祉協議会等との連携を強化し、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度及び貸付制度等の低所得者を支援する制度の周知を図ります。
- 生活保護制度を適正に運用し、自立支援プログラムを始めとする支援の実施により、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。
- 生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援や低所得者・離職者支援を充実します。生活困窮者等の社会的・経済的な自立を促進するため、関係機関との連携により、就労支援を始め、健康管理や金銭管理の支援等を実施します。

(6) 健康づくりの推進

現況と問題点

- 各年代に応じた健康づくりを地域全体で推進するとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防に対する取組が求められています。
- 女性が安心して妊娠・出産ができる環境整備を推進し、子どもの心と体の健やかな発達のための支援体制を充実させる必要があります。
- 職場や家庭の人間関係や経済的問題にストレスを感じる人が増加しています。メンタルの不調をきたす大きな要因の一つとして考えられるため、ストレスに対する対策の充実が求められています。

【特定健診、特定保健指導、大腸がん検診の実施状況】 単位：％

特定健診受診率	特定保健指導率	大腸がん検診受診率 50～69歳の男女
36.7	22.7	6.5

(資料：健康づくり課調べ・令和6年度現在)

その対策

① 生活習慣病予防の推進

- 生活習慣病の発症予防と早期治療の重要性についての普及啓発と特定健診（国保）、がん検診の受診率向上を図ります。
- 医療機関等と連携し生活改善に向けて保健指導や食事指導、運動指導を行い生活習慣病の重症化の予防を図ります。
- 各地域で生活習慣病予防・フレイル¹¹予防に取り組み心身の多様な課題に対応します。
- 健全な食習慣をはぐくむため、家庭や地域と連携し、伝統食や地域の食材を活用する献立を推奨します。

② 母子の健康づくり活動の推進

- 関係機関と連携しながら、安心して出産・子育てできる仕組みを構築し、地区担当保健師が妊娠・出産・子育て期を切れ目なくサポートします。
- 関係機関と連携しながら発達に支援を要する児への専門的なサービスを提供し、一人ひとりの特性に応じて、成長を支援します。

③ 心の健康づくりの推進

- 心の健康づくりや自殺予防のために、ゲートキーパー¹²養成講座やこころのサポーター養成講座¹³等健康教室を開催し、精神保健に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 在宅の精神障害者が生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図り、家庭訪問等による相談や日常生活の支援を進めます。

¹¹ フレイル：加齢により心身が老い衰えた状態、健常から要介護へ移行する中間の段階のことをいいます。

¹² ゲートキーパー：身近な人の自殺のサインに気づき、話を受け止め、必要に応じて専門機関につなぐ人のことです。

¹³ 心の不調を持つ人への差別や偏見（スティグマ）を持つことなく共生できる風土づくりや、心の不調の早期発見やサポートに役立つ、知識や方法を習得する研修のことです。

2. 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	(1) 児童福祉施設 児童館	児童館改修事業	高梁市	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	備中高齢者生活福祉センター吸収 冷温水機更新事業	高梁市	
	その他	有漢デイサービスセンター照明改修事業 高齢者福祉施設改修事業	高梁市 高梁市	
	(4) 介護老人保健施設	ひだまり苑施設整備事業	高梁市	
	(7) 市町村保健センター 及びこども家庭センター	保健センター改修事業	高梁市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費支給事業 ・医療費の自己負担分について、18歳に 達する年度末まで支援することによ り、安心して子どもが生まれ育つこ とができる環境の整備を図ります。	高梁市	
	高齢者・障害者福祉	要支援児対策事業 ・集団生活の中で生活のしにくさを抱え る児に対し支援員の配置やスクラム会 議を開催し、心身の成長発達を促すと ともに、保護者や関係機関と連携しス ムーズな就学を図ります。	高梁市	
	健康づくり	健やか高齢者生きがい支援事業 ・介護予防、自立支援のための日常動作 訓練や趣味活動等のサービスを提供 し、市民が将来にわたり健やかで安心 して生活できる環境づくりを行います。	高梁市	
	健康づくり	福祉移送サービス事業 ・自家用車等での移動が困難な高齢者等 の社会参加を容易にするため、移送サ ービスにより、移動のための交通手段 の確保を図ります。	高梁市	
	健康づくり	母子保健健康診査事業 ・母子が心身ともに健康で過ごせるよう 妊娠期から乳幼児期まで系統的、総合 的に健康診査を行い、安心して出産、 子育てができるようサポートします。	高梁市	
	その他	介護人材確保等対策事業 ・介護人材の確保と市内への就業を図る ため、介護福祉士の資格取得への支援 のほか、復職への支援や業務効率化等 に取り組む介護事業所に対して助成を 行います。	高梁市	

第 8 章 医療の確保

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- 居住地域によって医療機関への受診しやすさが異なり、提供できる医療も限られています。また、早朝・深夜等の救急医療体制に不安を抱えている市民は多くいます。医療機関の新規参入が見込まれないことや医療機関の減少を踏まえ、地域の有限な医療資源の適正配分や業務効率化に向けた取り組みや新技術の活用や市外医療機関への連携強化が求められています。
- 市西部地域の医療を担う公立病院は、へき地などで不足する医療を安心して必要な時に受けられるよう、維持充実が求められています。
- 医療従事者の不足や高齢化により市内の多くの医療現場の疲弊は深刻なものとなっています。持続可能な地域医療体制の構築を図るため、医療従事者の確保や定着に向け、業務負担の軽減や職場・労働環境、教育システムの改善などを図る必要があります。
- 平均寿命が延び、医療と介護の両ニーズを有する高齢者が増加する中で、医療と介護が切れ目なく提供されることが重要となりますが、それぞれの制度が異なることなどから、多職種間の相互理解や情報共有を進めていく必要があります。
- 市西部地域の医療を担う公立病院である成羽病院は、へき地などで不足する医療を安心して必要な時に受けられるよう、維持充実が求められています。

その対策

① 持続可能な地域医療体制の構築と維持

- 医療機関間の役割分担を明確にし、ネットワークの深化・拡充を図ることで、持続可能な地域医療体制を構築します。また、関係機関と連携し、地域の医療需要を見込んだ市内医療提供体制のあり方について検討します。
- 在宅当番医制、病院群輪番制などにより、休日・夜間の救急医療体制の確保を図ります。あわせて、安易な時間外受診を防ぐために、上手な医療のかかり方の理解促進及び普及啓発に取り組み、医療の受け手である市民とともに地域の救急医療体制が堅持できるよう努めます。
- 学生等に向けて地域医療の魅力のPRや、人材確保・定着に取り組む医療機関に対する助成など市独自の取り組みを行い、医療従事者の確保・定着に努めます。また、行政・医療機関・看護師等養成校が連携した研修等を実施し、医療従事者が意欲と能力を最大限発揮できる体制を構築します。
- 公立病院である成羽病院はへき地医療を担い、民間医療機関と調和を図りながら健全経営と医療の質の確保に努めます。

② 医療と介護の連携の推進

- 医療と介護が連携し、質の高いサービスが提供できるよう専門分野を越えた職種との合同研修や、ＩＣＴの利活用を含めた情報共有ツールによって、多職種連携体制の強化を図ります。
- 医療と介護サービスが市内どの地域でも適切に受けられるよう、（一社）高梁医師会を始め市内医療機関・介護事業所等の協力のもと、在宅療養支援体制の整備に努めます。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の人（意思が示せない場合は、家族）が、自らが望む人生の最終段階の医療、ケアについて、医療・介護関係者と話し合い、意思を共有する人生会議（ＡＣＰ）の取り組みをすすめます。

２．計 画

事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保				
	(1) 診療施設 病院 診療所	成羽病院医療機器整備事業 成羽病院施設整備事業 診療所医療機器整備事業 診療所施設等改修事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療推進事業 ・市独自で策定した高梁市医療計画の施策をＰＤＣＡサイクルに基づいて展開し、持続可能な地域医療体制の構築を図ります。 医療人材確保等対策事業 ・持続可能な地域医療体制の構築を図るため、医療従事者を目指す学生への奨学金の支給や市内で不足する医療従事者の確保・定着に資する事業を実施する医療機関への助成を行います。 救急医療体制整備事業 ・休日、夜間における初期救急医療及び二次救急医療の体制整備のため医師会への補助や委託事業を実施します。また、必要な方へ適切に医療提供できるようオンライン健康医療相談の導入、救急安心センター事業の導入及び市内へＡＥＤの設置を行います。	高梁市 高梁市 高梁市	

第 9 章 教育の振興

1. 現況と問題点、その対策

(1) 学校教育の充実

現況と問題点

- 全国学力・学習状況調査の結果では、目標指数を下回る教科が依然としてあることから、一人ひとりに応じた個別最適な学びの指導を工夫するとともに、単なる知識の習得ではなく、自ら課題を発見し、考える力を育む探究的な学習を一層推進することで、児童生徒主体の学びを目指していくことが重要です。
- いじめ等の問題行動や不登校の認知件数は増加しており、早期発見・早期対応による安心で安全な学校づくりを進めていくため、組織的対応力の強化や保護者との連携を引き続き図っていく必要があります。
- 全国や県と比較して、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が多い傾向にあることから、通常の学級、通級による指導、特別支援学級など、多様な学びの場における特別支援教育の体制整備を充実していく必要があります。
- 部活動の地域展開に向けて、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会を確保するため、仕組みの周知、保護者の理解を得ること、また、地域のスポーツ関係団体や文化芸術団体、ボランティア団体等の協力を得ていくことが求められます。

【高梁市内学校一覧（私立・県立を除く）】

	学 校 名	児童・生徒数(人)	学 校 名	児童・生徒数(人)
幼稚園	津川幼稚園 (R6～休園)	-	中井幼稚園 (R5～休園)	-
	川面幼稚園 (R7～休園)	-	玉川幼稚園 (R2～休園)	-
	巨瀬幼稚園 (R5～休園)	-	福地幼稚園	4
	合 計		6 園	4
小学校	高 梁 小 学 校	285	落 合 小 学 校	178
	津 川 小 学 校	31	福 地 小 学 校	13
	川 面 小 学 校	42	成 羽 小 学 校	157
	巨 瀬 小 学 校	20	川 上 小 学 校	61
	中 井 小 学 校	13	富 家 小 学 校	25
	玉 川 小 学 校	11		
	合 計		11 校	836
中学校	高 梁 中 学 校	272	成 羽 中 学 校	85
	高 梁 東 中 学 校	32	川 上 中 学 校	34
	高 梁 北 中 学 校	48		
	合 計		5 校	471
育 義 学 務 校 教	有 漢 学 園	131	1 校	131
高校	松山高等学校	14	宇治高等学校	18
	合 計		2 校	32

(資料：こども教育課調べ・令和7年5月1日現在)

その対策

① 確かな学力の育成

- 確かな学力の育成を図るため、一人一台端末の環境を最大限に活用し、個別最適化された学習による基礎・基本の定着を図るとともに、課題解決的な学習に協働的に取り組むことを通して、思考力、判断力、表現力を育成します。また、教職員のICT活用技術向上のための研修等を進めます。
- 小・中・高等学校の総合的な学習（探究）の研修会を開催し、教員の力量を高め、各学校での探究的な学習を推進します。
- 自立と社会参加を目指した特別支援教育を推進します。

② 心の教育の充実、多様な教育のニーズへの支援

- いじめや問題行動等への対応や不登校解消への支援に取り組む体制の充実を図ります。
- 適応指導教室との連携を図りながら、多様な教育ニーズに対応できるように努めます。

③ 健やかな体づくりと食育を推進

- 学校歯科医や家庭と連携し、就学前からむし歯予防に関する保健指導の充実を図ります。
- 学校給食に関わる行事や日々の献立等を通して食育を推進するとともに、地域の食材を活用し給食の魅力化を図ります。

④ 地域との連携を活かした教育

- 部活動を、地域のスポーツ関係団体や文化芸術団体、ボランティア団体等の協力を得て地域に展開することで、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会を確保します。
- 地域の方々の学校運営への参画や地域と共同で実施する教育活動の促進により、開かれた学校づくりを推進します。
- 高校生の多様な地域での活動等を積極的に支援し、市内高等学校の一層の魅力化を進め、市内外から選ばれる学校を目指します。

（２）教育体制・環境の整備

現況と問題点

- 児童生徒の減少に伴い、学校の小規模化や複式学級の増加が進んでいるため、集団生活の中で社会性や協働性を育む環境や切磋琢磨する機会が得にくい状況にあります。

- 1人1台端末や電子黒板などのICT環境の整備は概ね完了しており、今後は、安定した運用を維持するため、ネットワーク機器の更新を進めていく必要があります。
- 子どもたちの安心・安全な学習環境を確保するため、適切な施設の維持管理が求められています。また、学校施設の老朽化により改修を要する施設は増加しており、学校園の適正配置を見据えて、計画的に整備を行う必要があります。
- 普通教室や特別教室への空調設備の設置をはじめ、トイレの洋式化など、教育環境の質的改善は一定の成果を挙げているものの、照明設備のLED化や屋内運動場への空調設備の設置、また学校プールの集約化などの課題があります。
- 児童生徒数の減少に伴い、閉校となる学校施設の増加が見込まれる中、既存の廃校施設についても有効な活用につながっていないことから、基本的な方針を定め、利活用を図っていく必要があります。
- 学校給食センターについても、児童生徒数や学校園の再編の状況を考慮し、継続的に施設の在り方を検討するとともに、老朽化や猛暑への対応など、引き続き計画的に施設・設備の更新を進める必要があります。
- 少子化・人口減少の中で、小規模特認校の認定や義務教育学校の開校等、地域のニーズに合わせた教育体制づくりを進めてきました。一方で、学校の小規模化や複式学級の増加が進んでおり、集団生活の中で社会性を育てることや切磋琢磨する機会が得にくくなっています。
- 全国・全県的に教職員の確保が厳しい状況であり、働き方改革を推進するとともに、勤務環境の改善を図りながら、安定した人材確保に努める必要があります。

その対策

① 地域に応じた教育体制づくり

- 「高梁市学校園適正配置計画」に基づき、児童生徒数の現状等について保護者や地域住民と共有し、十分な合意形成を図るとともに、地域の実情等を配慮しながら適正配置を進めていきます。また、今後の児童生徒数の推計や教育行政を取り巻く環境変化などを踏まえ、計画の見直しを行います。
- 小規模特認校¹⁴、義務教育学校¹⁵等、小規模校の豊かな自然環境や特色ある学習環境を生かした個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。
- 高校・大学等へ教職の魅力を発信したり教職員の指導力や専門性の向上を目指した研修を実施・推奨したりするとともに、県や他市町村と連携を図り、安定的な人材確保に努めます。

¹⁴ 小規模特認校：自然環境に恵まれた小規模校で心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした特色ある教育活動のもとで学ぶことを保護者及び児童生徒が希望する場合に、通学区域外からの就学を認める制度のことです。

¹⁵ 義務教育学校：一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的としています。

② 学校園等施設・設備の環境整備

- G I G A スクール構想に対応した学習用端末と安定したネットワーク環境の継続的な維持管理を行うとともに、時代の変化に合わせた新たな学習環境の構築を図っていきます。
- 「学校園適正配置計画」を踏まえ、「学校施設長寿命化計画」を改訂するとともに、学校園施設の状況を把握し、適切な維持管理及び改修等を進めていきます。
- 照明設備の L E D 化を進めるとともに、屋内運動場を含めた空調設備の導入など計画的な施設整備を行い、学習環境の改善を図っていきます。
- 閉校・閉園となった学校園施設について関係部署と連携し、跡地活用を進めるとともに、不用となった学校備品の利活用を図っていきます。
- 今後も安心・安全な学校給食の提供を図るため、民間委託業者との連携に努めるとともに、学校給食センターの施設・設備の適切な維持管理と運営について検討していきます。

(3) 学園文化都市づくりの推進

現況と問題点

- 全国的な 18 歳人口の減少や進学志向の変化などにより、大学等の高等教育機関を取り巻く環境は厳しくなっており、吉備国際大学学生数の減少は、地域経済やまちのにぎわいにも影響しています。
- 吉備国際大学の卒業生の多くは卒業とともに市外へ転出、就職しており、地元就職率は長年の課題です。
- 学生と市民が触れ合う機会が少なく、現状「大学のまち」として、市民全体に十分浸透していません。

その対策

- 吉備国際大学の学生確保のため、魅力ある大学づくりを支援するとともに、大学のあるまちとしての地域の魅力などの情報発信を充実します。
- 産学官民の連携を強化し、吉備国際大学学生の市内就職に向け、市内企業でのインターンシップ等の機会を増やし、市内就職者の増加につなげていきます。
- 学生の地域づくり活動への参画を支援するとともに、市民と学生の交流機会を創出し、「大学のまち」として大学の存在と学生の活躍を“見える化”します。

(4) 生涯学習の推進

現況と問題点

- 公民館をはじめとする社会教育施設を活用し、市民や学校園、地域団体等それぞれが連携し、講座やイベントを通じて学習、交流の機会が創出されています。

- 子どもたちが郷土に愛着を持てるよう地域の魅力に接する体験機会が提供されています。今後は、子どもたちだけでなく多世代において郷土愛の醸成を推進していく必要があります。
- 生涯学習活動の内容や参加者が固定化してきており、若者の参画や多世代参加型の活動の推進に取り組む必要があります。
- 社会教育活動に精通した人材が減少しており、地域において活躍できる人や団体などの確保、育成が必要です。
- 図書館の1人あたり貸出冊数は公立図書館における県民一人当たりの貸出冊数を上回っていますが、本市の子どもの不読率は依然として県より高く、読書習慣の定着が課題となっています。
- 施設によっては老朽化が進んでおり、今後の在り方を検討していくとともに、計画的に整備・改修を進めていく必要があります。
- 核家族化に続き、学校園の統廃合やPTA活動の規模縮小傾向に伴い、地域と学校とのつながりや世代間交流の機会がさらに減少することが懸念されています。
- 家庭教育の支援も視野に入れ取り組んでいく必要が生じており、家庭、地域、学校と行政が協働して子どもの成長を見守り、支えていく体制づくりの強化が必要です。
- 文化・芸術への関心は高まっており幅広い文化・芸術の振興に取り組んでいる一方で、文化・芸術活動の担い手不足や興味をもつ人の固定化といった課題が生じています。

その対策

① 生涯学習活動の推進

- 恵まれた自然環境や社会教育施設を有効に活用し、若者を中心とした多世代間の交流につながる事業を展開します。
- 地域資源を活用した事業を展開することで、将来の地域における生涯学習の担い手となる人材の確保、育成を図ります。
- 家庭、学校園、民間団体などと市が連携し、読書活動を推進することで、不読率の改善と読書習慣の定着を図ります。

② 社会教育施設等の充実

- 充実した社会教育活動が継続的に開催されるよう関係団体と連携して施設の活用を推進します。
- 誰もが訪れて活用したいと感じるよう、施設の充実を図ります。
- 老朽化が進む施設については、後世に過度な負担を残すことのないよう必要に応じて計画的に改修を進めていきます。

③ 地域と家庭、学校、行政が協働して子どもを育む環境

- 公民館や地域学校協働活動推進員を中心に、家庭、地域、学校と行政が協働し、地域の特性や資源を活かした交流の場を広げることで、子どもの学びと成長を支える地域の教育力の向上を図ります。
- 家庭の教育力を高める取組を推進していくとともに、子どもたちが安心・安全に過ごせるよう見守り活動等を継続していきます。

④ 地域文化・芸術活動の振興

- 文化・芸術活動に取り組む団体の活動を支援するとともに、団体間の相互の連携強化を図ります。また、担い手の確保に向け、あらゆる世代へ向けて情報発信を行います。
- 学校園や公民館等の活動の場を活用し、地域の歴史や文化・芸術に関する教育の機会を提供します。
- 山田方谷をはじめとする郷土の偉人や地域の歴史に関する郷土学習を推進することを通じて、ふるさと高梁への愛着と誇りを醸成します。
- 文化施設を活用し、歴史や文化・芸術に関する展覧会を計画的に実施し、地域にいながらにして本物に触れる機会の充実を図ります。

(5) スポーツの振興

現況と問題点

- スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などの活動により、子どもから高齢者まで幅広い世代のスポーツ機会は一定程度確保されています。しかし、仕事や家庭、生活環境等の理由から20代から50代は、運動・スポーツを「あまりしていない」傾向があり、誰もが身近で気軽に参加できる場の充実が課題です。
- スポーツに関する情報は多様な媒体で発信されているものの、市民への浸透度は十分でなく、参加のきっかけづくりとしては限られています。また、地域団体や関係機関の連携・協働体制も限定的であり、情報共有や他の地域も含めたネットワークの強化が求められています。
- 市内のスポーツ施設は、建設後30年以上経過したものが多く、老朽化や維持管理コストの増大が課題となっています。加えて、類似施設の分散や利用率の偏りも見られるため、施設の再編・集約化や効果的な活用方策の検討が必要です。

その対策

① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- 地域の団体と連携し、年齢や体力、興味に合わせて楽しく参加できるスポーツ活動を広げ、ニュースポ

ーツの体験機会など、気軽に始められる環境を整えます。

- 部活動の地域での受け皿づくりやスポーツ団体へのサポートを進め、「する・見る・支える・集まる・つながる」など、さまざまな形でスポーツに関わる機会が広がる環境をめざします。
- 指導者・支援者の研修を充実させ、安心してスポーツに取り組める体制を整えるとともに、障がいのある方や高齢者、子どもまで、誰もが参加しやすいプログラムを充実させます。
- SNSや地域メディアを活用して情報をわかりやすく発信し、スポーツを通じた健康づくりや交流を応援しながら、地域福祉とも連携して取り組みを進めます。

② スポーツ施設を活用した広域的なスポーツの推進

- スポーツを軸とした交流や協働を広げ、地域の魅力と活力を高めます。市民が関心や目的に応じて関わりを持てる仕組みを整え、地域外からの来訪や関係人口の増加につなげます。
- 広域的な連携を深め、他地域や民間団体と協力しながら、スポーツがもたらすにぎわいづくりと地域振興を推進します。さらに、イベント運営や情報発信の力を高め、スポーツを契機とした新たな交流と地域の発展をめざします。
- 施設の集約化・整備計画の推進と各種スポーツイベントの計画に基づき、広域的に展開して交流人口・関係人口を増加させます。

2. 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	空調設備改修事業 照明改修事業（LED化） 園舎解体事業 小学校施設改修事業 中学校施設改修事業 高等学校施設改修事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	屋内運動場	小学校施設改修事業 中学校施設改修事業	高梁市 高梁市	
	給食施設	給食センター施設整備事業	高梁市	
	(3)集会施設、体育施設等 体育施設	高梁運動公園改修整備事業 神原スポーツ公園改修整備事業 高梁市民体育館改修整備事業	高梁市 高梁市 高梁市	
	その他	ききょう緑地改修整備事業 ハイランド公園改修整備事業	高梁市 高梁市	

	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	学級編制弾力化事業 市内の小学校の児童の実態を考慮した市独自の学級編制を行い、その編制に伴う常勤講師を配置して教育の充実を図ります。	高梁市	
		クラスサポート事業 支援が必要な学級にクラスサポーター（支援員）を配置し、児童が落ち着いた学級で学習に取り組めるようにすることで、学校生活全般への意欲の向上を図ります。	高梁市	
	その他	特別支援教育推進事業 - 特別支援教育支援員を適正に配置し、各校での指導を充実させるとともに、相談活動を重点化し、障害のある子どもへの適切な支援や就学指導を行います。 魅力ある大学づくり支援事業 - 市内私立大学の入学者が減少傾向にある中で、魅力ある大学づくり事業を支援し、入学者の確保を図ります。	高梁市	

第10章 集落の整備

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- 人口減少と少子高齢化が著しく進行しており、町内会や地域コミュニティの活力低下による地域の担い手不足が深刻な課題となっています。人口減少と向き合いながら、地域活動の維持・衰退抑制を行うためにも自治組織の基盤強化や、地域リーダーの育成、関係人口・交流人口といった地域に関わる人々の参画など、生活を支えるサービス機能の維持や新たな仕組みづくりが求められています。
- 地域課題が複雑化・多様化する中で、行政のみならず、市民、地域団体、NPO法人、事業者、教育機関など、多様な主体がそれぞれの強みを活かし、連携・協働して課題解決に取り組む「市民が主役のまちづくり」を、より一層強力に推進していく必要があります。特に、若者や子育て世代、移住者など、新たな視点や活気をもたらす人材が、まちづくりに参画しやすい環境を整えることが求められています。
- 地域特性を活かした自主的・主体的なまちづくりを推進するため、各地域にまちづくり協議会を設置しています。すでに顕在化している人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、各地域の課題解決のため、持続可能な運営体制づくりや人材育成が求められています。

その対策

① 協働が進む環境の整備

- まちづくり協議会の特色ある活動や地域の課題解決に向けた取り組み、また、各地域のコミュニティ組織の維持・向上につながる自主的な活動に対して支援を行います。
- 将来へと繋ぐ新たな地域づくりを進めるため、社会情勢の変化に適合した持続可能な地域生活の仕組みを再構築します。
- 地域の課題解決に向けたまちづくり事業等に関する情報交換会や研修会、発表会等の開催により、ネットワークの構築を図るとともに、協働のまちづくりを担う団体等の支援や地域リーダーの育成を図ります。
- 若者、女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う地域づくりに向け、誰もがまちづくり活動へ参画できる環境整備を進めます。
- 協働のまちづくりへの取組や地域の自主的活動などの情報の発信と共有に積極的に取り組み、地域への愛着や誇りを喚起し、自治意識の醸成を図ります。

② 主体的な住民活動の推進

- 活動に役立つ知識や経験を学び合う研修会や、多様な視点や知見に触れる機会となるイベントを開催します。成功事例や失敗談を共有し、互いに刺激し合うことで、活動全体の質の向上を図り、住民が地

域振興を「自分ごと」と捉え、活動に取り組む意欲を高めます。

- 地域が自らの発意における地域活性化への取組が、より柔軟で創造的なアイデアで企画・実施できるよう地域振興交付金を有効に活用して支援します。
- まちづくり活動の拠点となる地域市民センターやコミュニティ施設の効果的な利用を促進します。また、町内会の活動拠点としての地域集会所の整備を支援します。

③ 地域に新たな活力の創造

- 市民が安心して暮らし続けられる場所であり続けるために、地域運営をサポートする専門的な人材となる集落支援員を配置し、地域と行政、地域と地域の「つなぎ役」としての役割を強化することで、地域に寄り添ったきめ細やかな支援を展開し、課題の早期発見と解決を促進します。
- 複数の集落が連携して、買い物支援や移動支援、見守り活動など、生活に不可欠なサービス機能を維持・運営する「地域運営組織」の取組を支援します。
- 高梁市に愛着や関心を持つ市外の人々（関係人口）が、単なる訪問者で終わるのではなく、多様な形で地域と関わり続けられる仕組みを構築します。外部の新たな視点やスキルを取り入れ、地域に新たな風を吹き込みます。
- 過疎と高齢化が進行する集落の集落機能を補完・支援していくため、近隣集落との連携や広域なコミュニティで支え合い助け合う体制整備を推進するとともに、集落維持の観点から、地域内の空き家や農地を活用した地域ぐるみによる移住受入の取組を支援します。

2. 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 集会施設	地域市民センター施設整備事業 コミュニティ施設維持管理事業	高梁市 高梁市	

第 1 1 章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- 貴重な文化遺産や伝統芸能を大切な財産として保護・保存し、次代へ伝えていくとともに、その有効な活用が求められています。
- 地域に残る貴重な文化財を後世に伝え、残していくために必要な人材を育成していく必要があります。
- 歴史的価値の高い建造物の所有者や管理者の高齢化により、今後の維持管理が課題となっています。

【国・県・市指定の重要文化財】

単位：件

区 分	建 造 物	建 造 物 群	彫 刻	絵 画	工 芸 品	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	無 形 民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	計
国指定	3	1	0	1	0	0	0	0	2	2	2	1	0	12
国登録	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
県指定	9	0	5	2	5	0	0	1	4	2	5	2	0	35
市指定	38	0	25	8	11	9	3	5	34	1	14	1	7	156

(資料：社会教育課調べ・令和7年3月31日現在)

その対策

① 文化財の保護・保存と有効活用

- 指定文化財が後世に継承されていくよう、計画的に保存・修理を行っていきます。
- 地域に残る文化的な価値の高い資源が失われることのないよう、保存の措置を講じていきます。
- より多くの市民が本市に対する愛着心や誇りが持てるよう文化財の持つ魅力を伝えていきます。
- 備中神楽や渡り拍子、松山踊り等の伝統芸能を後世に伝え残していくために、保存会等への支援や顕彰事業に取り組みます。

2. 計 画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化の振興等				
	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化センター管理運営事業 成羽美術館施設設備整備事業 吉備川上ふれあい漫画美術館施設 改修事業 社会教育施設改修事業 史跡備中松山城跡記念物保存修理 事業 吉岡鉾山関連遺跡調査事業	高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市 高梁市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	重要伝統的建造物群保存地区保存 修理事業 ・吹屋伝統的建造物群保存地区内の修 理・修景対象となる家屋の保存整備を 継続的・計画的に進め、保存地区にお ける貴重な歴史的資源を後世に継承 します。	高梁市	

第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点、その対策

現況と問題点

- カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化を防止する対策を推進するため、情報発信や具体的な取組を行うことで市民や事業者の理解を深め、実践していく必要があります。

その対策

- カーボンニュートラルの実現に向けた国の方針に注視しつつ、市民、事業者、行政等が連携して施策を展開します。また、デコ活¹⁶（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を市民・事業者に理解してもらい、行動変容やライフスタイルの転換を支援します。
- 太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギーの地産地消や未来技術の活用について研究・検討を行い、市民や事業所へ積極的に情報提供します。また、公共施設にはこれらの新技術を防災技術とともに積極的に導入していきます。

¹⁶ デコ活：二酸化炭素（CO₂）を減らす脱炭素（英語で Decarbonization：「デ」カーボナイズーション）と、環境にやさしいエ「コ」、わたしたちの日々の活動や生活を表す「活」を組み合わせた、環境省が推進する新しい言葉（造語）のことをいいます。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (持続的發展に資する理由)
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
	(4) 過疎地域持続的發展特別事業 移住・定住	子育て世帯賃貸住宅建設促進事業 ・不足している子育て世帯向けの賃貸共同住宅の確保を図るため、市内において子育て世帯向け賃貸共同住宅の建設を行う民間事業者等に対し助成金を交付し、次世代を担う若者の定住促進を図ります。	高梁市	持続可能な人口構成を実現していくため、不足している世帯向け民間賃貸住宅の確保により、若い世代の定住促進に向けた条件整備を図るための事業
		空き家バンク活用促進助成事業 ・高梁市空き家情報バンク制度への登録を促進し、市内に所在する空き家の利活用を通じて、移住及び定住の推進を図るため、空き家の家財整理及び改修に要する経費を助成します。	高梁市	費用面から空き家を放置するケースが多いため、空き家の家財整理及び改修に要する経費を助成することで、空き家の流動化を促進し、移住・定住の受け皿となる住宅の確保を図るための事業
		空き家等相談窓口業務委託事業 ・空き家に関する相談及び移住相談や現地案内、情報発信、移住後のフォロー等の移住促進に係る総合的な業務を外部委託し、官民地域の連携・協働による移住受入サポート体制を確立し、移住の促進と地域活性化を図ります。	高梁市	官民連携による移住受入体制の整備を進めることで移住受入サポート体制の強化を図り、都市部からの移住の促進を図るための事業
2 産業の振興				
	(10) 過疎地域持続的發展特別事業 第1次産業	新規就農総合対策事業 ・農業体験研修、農業実務研修の実施により新規就農者の確保・育成を進め、農業の振興と集落の維持・活性化を図ります。	高梁市	国の新規就農者育成総合対策を積極的に活用し、農業の担い手となる新規就農者の確保・育成を進めることで、農業・農村の持続的發展をめざすための事業
		中山間地域等直接支払交付金事業 ・農業生産条件が不利な農用地を適正に管理する農業者へ交付金を交付することにより、多面的機能を持った中山間地域の農用地を維持し、農業の振興と集落の維持・活性化を図ります。	高梁市	国の中山間地域等直接支払制度を活用し、中山間地域の農用地を維持・保全を進めることで、農業・農村の持続的發展をめざすための事業
		多面的機能支払交付金事業 ・農道、水路など農地の維持保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付することで、農業の多面的	高梁市	国の多面的機能支払制度を活用し、農業の多面的機能の維持・保全をすることで、農業・農村の持続的發展をめざすため

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (持続的発展に資する理由)
	商工業・6次産業化	機能の維持・保全を図ります。 有害鳥獣駆除奨励金事業 ・有害鳥獣駆除班員・鳥獣被害対策 実施隊員による捕獲駆除活動に より、農作物被害の減少を図りま す。	高梁市	の事業 野猪等による農林作物へ の被害を軽減し、農業・農 村の持続的発展をめざす ための事業
		地域商業活性化支援事業 ・新規開業や店舗リニューアル、経 営革新や事業承継、移動販売等 の取組に対し補助金を交付するこ とにより、地域の商業振興及び地 域経済の活性化を図ります。	高梁市	地域の商業振興に資する 取組を支援することで、 新規開業や事業承継等 を促進し、地域経済の活 性化をめざすための事業
	観光	日本遺産推進事業 ・吹屋地区の新たな魅力づくりと 受入体制の整備により、観光交流 人口の拡大と地域経済の活性化 を図ります。	高梁市	令和2年に日本遺産の認 定を受けた吹屋地区にお いて、観光客の受入体制 整備により観光交流人口 の拡大を図り、地域経済 の活性化をめざすための 事業
	企業誘致	企業立地促進事業 ・工場や物流施設等を建設する企 業に固定資産税相当額の助成金 や事業規模に応じた奨励金を交 付することで、企業立地を促進 し、産業の振興及び雇用機会の 拡大を図ります。	高梁市	工業団地や遊休施設への 企業誘致を積極的に推進 することで、定住につな がる雇用の場の拡充を図 るための事業
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	交通体系再編事業 ・路線バス、生活福祉バス、乗合タ クシーの利用を促進しながら、高 利用路線の拡充や低利用路線の 廃止を含めた再編を進め、代替交 通としてタクシーを活用した事 業等の実施により、交通弱者等の 移動手段の確保を図ります。	高梁市	地域の実情に即した利用 しやすい公共交通体系へ の再編を進め、将来にわ たり持続可能な公共交通 の確保を図るための事業
	その他	高校生バス路線等通学支援事 業 ・高等学校等にバスを利用して通 学する生徒の保護者に対し、通学 定期券購入費用の一部を補助す ることにより、保護者負担の軽減 及び路線バスの利用の促進を図 ります。	高梁市	高校生の通学に係る経済 的負担を軽減するととも に、日常的な公共交通の 利用を促進することで、 路線の維持・確保につな げ、将来にわたって持続 可能な公共交通体系を基 盤とした地域づくりに資 する事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (持続的発展に資する理由)
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費支給事業 ・医療費の自己負担分について、18歳に達する年度末まで支援することにより、安心して子どもが生まれ育つことができる環境の整備を図ります。	高梁市	子育ての経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、出生数や定住者の維持・確保に資する事業
	高齢者・障害者福祉	健やか高齢者生きがい支援事業 ・介護予防、自立支援のための日常動作訓練や趣味活動等のサービスを提供し、市民が将来にわたり健やかで安心して生活できる環境づくりを行います。	高梁市	高齢者の介護予防や生きがいづくりの支援により、可能な限り住み慣れた地域で健やかで安心して生活できる環境を整備するための事業
		福祉移送サービス事業 ・自家用車等での移動が困難な高齢者等の社会参加を容易にするため、移送サービスにより、移動のための交通手段の確保を図ります。	高梁市	高齢者等で自家用車やバス・タクシー等での移動が困難な方の外出や社会参加を支援するための移送サービスの実施により、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するための事業
	健康づくり	母子保健健康診査事業 ・母子が心身ともに健康で過ごせるよう妊娠期から乳幼児期まで系統的、総合的に健康診査を行い、安心して出産、子育てができるようサポートします。	高梁市	妊婦期から乳幼児期までの健康診査を充実させ、安心して出産、子育てができる環境を整備する事業
	その他	介護人材確保等対策事業 ・介護人材の確保と市内への就業を図るため、介護福祉士の資格取得への支援のほか、復職への支援や業務効率化等に取り組む介護事業所に対して助成を行います。	高梁市	介護事業所と連携し、人材不足が深刻な介護分野の専門職確保を図ることで、質の高い介護サービスを安定的に供給できる環境を整備する事業
7 医療の確保				
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療推進事業 ・市独自で策定した高梁市医療計画の施策をPDCAサイクルに基づいて展開し、持続可能な地域医療体制の構築を図ります。	高梁市	過疎・高齢化が進行する中でも持続可能な地域医療体制を構築していくために、関係機関が連携して高梁市医療計画の施策を進めていくための事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (持続的発展に資する理由)
		医療人材確保等対策事業 ・持続可能な地域医療体制の構築を図るため、医療従事者を目指す学生への奨学金の支給や市内で不足する医療従事者の確保・定着に資する事業を実施する医療機関への助成を行います。	高梁市	医療・介護の両方のニーズを有する高齢者が増加する中で、医療と介護が切れ目なく提供される体制整備に向け、多職種間の相互理解や情報共有を進めていくための事業
		救急医療体制整備事業 ・休日、夜間における初期救急医療及び二次救急医療の体制整備のため医師会への補助や委託事業を実施します。また、必要な方へ適切に医療提供できるようオンライン健康医療相談の導入、救急安心センター事業の導入及び市内へAEDの設置を行います。	高梁市	休日の救急患者の医療を確保し、過疎地域にあっても安心して救急医療が受けられる環境を整備するための事業
8 教育の振興				
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学級編制弾力化事業 ・市内の小学校の児童の実態を考慮した市独自の学級編制を行い、その編制に伴う常勤講師を配置して教育の充実を図ります。	高梁市	児童生徒の実態を考慮した市独自の学級編制の弾力化を行うことで、少人数によるきめ細かな指導体制により、未来を拓く人づくりを進めるための事業
		クラスサポート事業 ・支援が必要な学級にクラスサポーター（支援員）を配置し、児童が落ち着いた学級で学習に取り組めるようにすることで、学校生活全般への意欲の向上を図ります。	高梁市	児童が落ち着いた学級で学習に取り組める環境を整備することで、学校生活全般への意欲の向上を図り、未来を拓く人づくりを進めるための事業
		特別支援教育推進事業 ・特別支援教育支援員を適正に配置し、各校での指導を充実させるとともに、相談活動を重点化し、障害のある子どもへの適切な支援や就学指導を行います。	高梁市	障害のある子どもへの適切な支援や就学指導の強化を図ることで、未来を拓く人づくりを進めるための事業
	その他	魅力ある大学づくり支援事業 ・市内私立大学の入学者が減少傾向にある中で、魅力ある大学づくり事業を支援し、入学者の確保を図ります。	高梁市	全国的にも18歳人口が減少する中で、入学者確保を目的とした市内私立大学の魅力ある大学づくり事業を支援し、地域経済の活性化を図る事業

1 0 地域文化の振興等				
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	重要伝統的建造物群保存地区 保存修理事業 ・吹屋伝統的建造物群保存地区内 の修理・修景対象となる家屋の保 存整備を継続的・計画的に進め、 保存地区における貴重な歴史的 資源を後世に継承します。	高梁市	本市の貴重な文化遺産で ある吹屋地区の町並みを 保存し、後世へ継承するこ とにより、本市を代表する 観光資源として有効に活 用していくための事業